

## 第一百二回 国会参議院大蔵委員会会議録

## 第九号

(一〇五)

昭和六十三年三月三十一日(木曜日)  
午前十時開会

委員の異動

三月三十日 辞任

丸谷 金保君

補欠選任

高杉 勉忠君

坪井 一宇君

丸谷 金保君

高杉 勉忠君

木宮 和彦君

村上 正邦君

大浜 方榮君

梶原 清君

藤井 孝男君

志苦 裕君

多田 省吾君

井上 裕君

大河原太郎君

河本嘉久藏君

木宮 和彦君

斎藤 栄三郎君

斎藤 文夫君

福田 幸弘君

藤野 貢二君

矢野俊比古君

山本 富雄君

鈴木 和美君

丸谷 金保君

本岡 昭次君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 隆司君

野末 陳平君

官澤 喜一君

佐藤栄 佐久君

角谷 正彦君

土居 信良君

斎藤 次郎君

水野 勝君

大山 繩明君

足立 和基君

藤田 弘志君

藤田 恒郎君

平澤 貞昭君

宮本 英利君

日向 隆君

高橋 達直君

内藤 正久君

○委員長(村上正邦君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(村上正邦君) 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(村上正邦君) 本案は既に質疑を終局いたしておりますので、

塩出 啓典君

和田 敦美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 隆司君

野末 陳平君

官澤 喜一君

佐藤栄 佐久君

角谷 正彦君

土居 信良君

斎藤 次郎君

水野 勝君

大山 繩明君

足立 和基君

藤田 弘志君

藤田 恒郎君

平澤 貞昭君

宮本 英利君

日向 隆君

高橋 達直君

内藤 正久君

○委員長(村上正邦君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(村上正邦君) 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(村上正邦君) 本案は既に質疑を終局いたしておりますので、

出席者は左のとおり。

委員長

理 事

政 府 委 員

國務大臣

大 藏 大 臣

大 藏 政 務 次 官

大 藏 大 臣 官 房 総

務 務 議 官

大 藏 大 臣 官 房 審

兼 内 閣 審 議 官

大 藏 省 主 計 局 次

長

大 藏 省 主 稅 局 長

大 藏 省 關 稅 局 長

大 藏 省 理 財 局 長

大 藏 省 証 券 局 長

國 稅 庁 次 長

大 藏 省 銀 行 局 長

大 藏 省 銀 行 局 保

險 部 長

資 源 エ ネ ル ギ

資 源 エ ネ ル ギ

府 次 長

大 藏 省 石 油 部 長

事 務 局 副

常 任 委 員 會 專 門

人 事 局 事 務 總 課 長

説 明 員

保 家 茂 彰 君

角 野 敏 明 君

塩出 啓典君

和田 敦美君

近藤 忠孝君

吉井 英勝君

栗林 隆司君

野末 陳平君

官澤 喜一君

佐藤栄 佐久君

角谷 正彦君

土居 信良君

斎藤 次郎君

水野 勝君

大山 繩明君

足立 和基君

藤田 弘志君

藤田 恒郎君

平澤 貞昭君

宮本 英利君

日向 隆君

高橋 達直君

内藤 正久君

○委員長(村上正邦君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(村上正邦君) 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(村上正邦君) 本案は既に質疑を終局いたしておりますので、

これより討論に入ります。  
討論のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉井英勝君 私は、日本共産党を代表して、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。

第一に、本案による関税の引き下げは、我が国が自主的に決定したものではなく、アメリカなど欧米の不当な要求に屈して決定されたものであります。チヨコレートは日米貿易摩擦のたびに取り上げられ、前回は昭和五十八年に三一・九%から二〇%へと、東京ラウンドの譲許税率である三〇%を大幅に下回る引き下げを行ったばかりです。それをアメリカの要求により、今回さらに一〇%引き下げ、一〇%とするわけであります。E C関連七十品目の関税引き下げについても、ガット上でも全く不需要な一方的な譲歩です。このようないくつかの問題を残すものであります。

第二に、特惠関税制度のあり方についてであります。特惠関税制度は発展途上国に対する経済協力の一つとして重要なものです。が、現状は適用対象が韓国、台湾などに偏っていること、我が国などからの進出企業が専らこれを利用している問題など、多くの問題を抱えています。殊に、韓国など既に相当な経済力のある国に対してまで適用を続けることについては大いに疑問のあるところであります。現にアメリカは来年一月から韓国などいわゆるアジアN I C S四カ国に対して特惠関税の供与を停止することを決定しているのです。このよだんたな国際環境の中で我が国だけが無条件にこれを拡大することは問題が大きいと言わなければなりません。

第三に、加工再輸入制度の大幅拡大についてであります。本制度は我が国企業が製造工程の一部

を相対的にコストの低い海外に移し、製品を逆輸入するという企業行動に關税上のインセンティブを与えるようというものです。これによって我が國大企業はますます生産拠点を海外に移し、また、逆輸入された製品が日本市場を支配することなどによって、中小企業に多大の影響を与える、日本経済の空洞化を一層深刻にすることが明らかであります。

最後に、關税の減税、還付制度の延長についてであります。本制度は「國際競争力を強化するため」との理由から、石油化学などの大企業に対して原重油關稅を還付するというものであり、いわば特權的減免税の關稅版であります。他国に抜きん出た我が國の強い國際競争力が深刻な貿易摩擦を引き起こしているとき、本制度が何の見直しもなく温存されることは、極めて問題だと言わざるを得ないであります。

以上述べた理由によつて、本案には断固反対するものであります。

○委員長(村上正邦君) これにて討論は終局したものと認めます。

○委員長(村上正邦君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、坪井一宇君が委員を辞任され、その補欠として木曾和彦君が選任されました。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村上正邦君) 多数と認めます。よつて、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、志吉裕君から発言を求められておりますので、これを許します。志吉裕君。

○志吉裕君 私は、ただいま可決されました關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律

案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党・国民會議、民社党・国民連合及び新政クラブ・税金党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読します。

關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

である。

一 世界的な对外不均衡等を背景とした保護主義的動きと世界経済における我が國の立場にかんがみ、國際的協調特にガット・ウルグアイラウンドの積極的推進、開発途上国への協力等を通じ、自由貿易体制の維持・強化、世界経済の安定的成長に引き続き貢献し得るよう努めるこ

と。

一 輸出入貿易量及び出入国者数の伸長に伴う税関業務量の増大に加え、覚せい剤、銃砲等の水際における取締りの一層の強化が社会的要請となつてゐることにかんがみ、業務処理体制等の見直しを行うことにより税関業務の効率的、重視的運用に努めるとともに、税關職員の特殊な職務を考慮して、中長期的観点を踏まえ、要員の一層の確保はもとより、その待遇の改善等に努めること。

右決議する。

以上でございます。  
何とぞ皆様の御賛同をお願いいたします。

○委員長(村上正邦君) ただいま志吉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村上正邦君) 多数と認めます。よつて、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、志吉裕君から発言を求められておりますので、これを許します。志吉裕君。

○志吉裕君 私は、ただいま可決されました關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律

案に対する附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、宮澤大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。宮澤大蔵大臣。

す。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といだしましてお御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

す。

○委員長(村上正邦君) なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

す。

○委員長(村上正邦君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

す。

○委員長(村上正邦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(村上正邦君) 税關特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

す。

○鈴木和美君 質疑のある方は順次御発言願います。

す。

○鈴木和美君 一番最初に、宮澤大臣にお尋ねいたします。

す。

○鈴木和美君 最近、総理や大蔵大臣が機会あるごとに財政の改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

す。

○鈴木和美君 質疑のある方は順次御発言願います。

す。

の中心であります一般会計の支出のうち二〇%は毎年国債費に取られているといふことしばらくの間の状況、これはまだなおしばらく続くかと思われるでございますが、ということは、その部分だけは政策経費に全く使えないということを意味するものでございますので、いろいろ時代の変遷とともに新しい政策を考えていかなければならぬときに、いかにもその部分だけ財政が働かないということを意味するわけでございます。

また、一般会計そのものがその財源調達の道といたしまして大きく公債発行に依存をしているといふこと、最近まで二〇%、今二〇%をちよつとは割りましたけれども、しかしやはり大きく依存をしているということは、これもまた時代の要請に応じて一般会計を活発に働かせるという見地から申しますと大きな障害になつておる。今後我が国が急速に人口が高齢化する、あるいは国際社会における我が國の責任も大きくなつてきておるわけでございますが、その間における一般会計の状況が今のようにあるということは、いかにも財政の対応力が十分でないといふうに考えるものでございます。

また、一般会計そのものがその財源調達の道といたしまして大きく公債発行に依存をしているといふこと、最近まで二〇%、今二〇%をちよつとは割りましたけれども、しかしやはり大きく依存をしているということは、これもまた時代の要請に応じて一般会計を活発に働かせるという見地から申しますと大きな障害になつておる。今後我が国が急速に人口が高齢化する、あるいは国際社会における我が國の責任も大きくなつてきておるわけでございますが、その間における一般会計の状況が今のようにあるということは、いかにも財政の対応力が十分でないといふうに考えるものでございます。

また、一般会計そのものがその財源調達の道といたしまして大きく公債発行に依存をしているといふこと、最近まで二〇%、今二〇%をちよつとは割りましたけれども、しかしやはり大きく依存をしているということは、これもまた時代の要請に応じて一般会計を活発に働かせるという見地から申しますと大きな障害になつておる。今後我が国が急速に人口が高齢化する、あるいは国際社会における我が國の責任も大きくなつてきておるわけでございますが、その間における一般会計の状況が今のようにあるということは、いかにも財政の対応力が十分でないといふうに考えるものでございます。

また、一般会計そのものがその財源調達の道といたしまして大きく公債発行に依存をしているといふこと、最近まで二〇%、今二〇%をちよつとは割りましたけれども、しかしやはり大きく依存をしているということは、これもまた時代の要請に応じて一般会計を活発に働かせるという見地から申しますと大きな障害になつておる。今後我が国が急速に人口が高齢化する、あるいは国際社会における我が國の責任も大きくなつてきておるわけでございますが、その間における一般会計の状況が今のようにあるということは、いかにも財政の対応力が十分でないといふうに考えるものでございます。

また、一般会計そのものがその財源調達の道といたしまして大きく公債発行に依存をしているといふこと、最近まで二〇%、今二〇%をちよつとは割りましたけれども、しかしやはり大きく依存をしているということは、これもまた時代の要請に応じて一般会計を活発に働かせるという見地から申しますと大きな障害になつておる。今後我が国が急速に人口が高齢化する、あるいは国際社会における我が國の責任も大きくなつてきておるわけでございますが、その間における一般会計の状況が今のようにあるということは、いかにも財政の対応力が十分でないといふうに考えるものでございます。

また、一般会計そのものがその財源調達の道といたしまして大きく公債発行に依存をしているといふこと、最近まで二〇%、今二〇%をちよつとは割りましたけれども、しかしやはり大きく依存をしているということは、これもまた時代の要請に応じて一般会計を活発に働かせるという見地から申しますと大きな障害になつておる。今後我が国が急速に人口が高齢化する、あるいは国際社会における我が國の責任も大きくなつてきておるわけでございますが、その間における一般会計の状況が今のようにあるということは、いかにも財政の対応力が十分でないといふうに考えるものでございます。

また、一般会計そのものがその財源調達の道といたしまして大きく公債発行に依存をしているといふこと、最近まで二〇%、今二〇%をちよつとは割りましたけれども、しかしやはり大きく依存をしているということは、これもまた時代の要請に応じて一般会計を活発に働かせるという見地から申しますと大きな障害になつておる。今後我が国が急速に人口が高齢化する、あるいは国際社会における我が國の責任も大きくなつてきておるわけでございますが、その間における一般会計の状況が今のようにあるということは、いかにも財政の対応力が十分でないといふうに考えるものでございます。

また、一般会計そのものがその財源調達の道といたしまして大きく公債発行に依存をしているといふこと、最近まで二〇%、今二〇%をちよつとは割りましたけれども、しかしやはり大きく依存をしているということは、これもまた時代の要請に応じて一般会計を活発に働かせるという見地から申しますと大きな障害になつておる。今後我が国が急速に人口が高齢化する、あるいは国際社会における我が國の責任も大きくなつてきておるわけでございますが、その間における一般会計の状況が今のようにあるということは、いかにも財政の対応力が十分でないといふうに考えるものでございます。

○鈴木和美君 もう一つお尋ねしますが、六十五年度特例公債新規発行ゼロということが展望されてるんですが、國民から見るこの財政の対応力の回復という言葉そのものはわかったとしておくべきじゃないかと私は思っています。例えば特例公債の発行がゼロとなつた時点をもつて回復しが回復されたというように考えていいのかということは、政府としてもこの際國民にはつきりしておこべきじやないかと私は思っています。例えば特例公債の発行がゼロとなつたときこの財政の対応力が回復したというように考えていいのかといふことは、政府としてもこの際國民にはつきりしておこべきじやないかと私は思っています。例えば特例公債の発行がゼロとなつたときこの財政の対応力が回復したというように考えていいのかといふことは、政府としてもこの際國民にはつきりしておこべきじやないかと私は思っています。例えば特例公債の発行がゼロとなつたときこの財政の対応力が回復したというように考えていいのかといふことは、政府としてもこの際國民にはつきりしておこべきじやないかと私は思っています。

依存度が一定率になつたとき、そういうときに対

応力が回復したというように、何かはつきりしたことを見ると、そのときそのときに言葉の遊戯によつていろいろなことが鮮明にならないまま時が流れいくような私は実感を持っているんですね。そういう見地から見ると、本件について大臣はどういう所見をお持ちになりますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それはまことにごめんなさいねと存じますが、明快に実はお答えをすることがまた難しい問題でもございます。

まず第一段階として、鈴木委員の今お話しのよ

うに、昭和六十五年度に赤字公債依存の体質から脱却をする、赤字公債の新規発行がゼロになると

いうことがどうしても第一着手であることは、御

指摘のようにもうそのとおりだと思いますが、さ

て、今度はその場の問題を考えてみますと、建設

国債はなお引き続いだ発行される状況にあるであ

るうと想像されます。また財政再建、いわゆるマ

イナシーシーリング、ゼロシーシーリング等々を長いこ

と続けてまいりました過程において生じましたあ

ちこちの会計からの借入金であるとかあるいは繰

り入れの延期、停止であるとかという、そういう

額がございまして、これも御承知のようにいざれ

處理をしなきやならない問題である。

あれこれ考えますと、特例公債が終わっただけ

で財政の対応力が回復したとは申しがたい、建設

一方で、国債に対する依存率は、これは減つていくと思われます。それからまた、GNPの関係で国債の累積が非常に高い率になつて危険であるといふには、その点は私自身は余り考えておりませんのでございますが、やはり一般会計が二割という部分を国債費に食われておるという状況が改善されませんと、なかなか対応力が回復したとは申しにくいのではないかと考えておるわけでございます。

○鈴木和美君 国債の依存度が何%が一番妥当かということについては、必ずしも私は見識を持つてゐるわけではございません。また同時に、ゼロ

といふことは非常にいいことかもしれませんけれども、他方逆説的に見れば、多少の国債を持っておつてもまだいいじゃないか、借金も財産だといふような面もござります。しかし、やはりこれは

そういう議論はあつたとしても、國民にこれからいろんなことを協力してもらわうのに、あるめどと

いうものをはつきりさせておかないと、これは単に政府の思いつきのままのことが政策実行されていくということで、國民の協力度、つまり内閣に

対する支持率も大変私は下がつてくるよう思うんですよ。ですから、やはりここはよく検討され

て、一つの目標というものを國民にはつきり示していただきたいと実は思つています。

同時に、この財政の対応力が回復するということは、直接今回の新型間接税ということには関係

がないと考えてよろしいという先ほどのお話を

なんだということをはつきり明示して、政権政黨

として、また政府として努力されるようにしていただきたいと思います。

次回の問題ですが、租税特別措置法が提案されま

して、今回抜本的な税制改正があるからというこ

とが前提となつておりますが、今回提案されてい

るこの租税特別措置法のいろんな案件について、

従来から本委員会でも講論がされておりました。

年から税率をまた上げやすいという、六つの懸念

の中にも表明されているわけですね。ですから、

直接関係がないということが過去の委員会で述べられてきたことだと思うんです。そういう立場

から見て、今回提案されているものは、整理、統合という観点から見ればどういう状況になつてい

るのか、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(水野勝君) 御指摘のように、租税特別措置は、本来税制の姿からいたしますと、税負担の公平その他的基本原則をある程度犠牲にして設けられておるものでございますので、これは常時そのあり方について吟味を行う必要があるとさ

れているところでございます。

特に、ただいまお話しのございました、昭和五十年に特例公債が発行され始めましてからは、昭

和五十年以降毎年、連年にわたりまして厳しい

見直しを行つてきているところでございますが、昭和六十三年度改正に当たりまして、三項目を廃止する、十三項目について縮減を行う等、その流れの中の一環としていろいろ整理、縮減して御提案を申し上げておるところでございます。

○鈴木和美君 前回も、準備金とか特別償却についてはまあ見直しが行われていてございました

しょが、引当金のうち貸倒引当金とか賞与引当金とか退職給与引当金、これについても六十一年

度の抜本答申では指摘されてきたわけですね。今回は賞与引当金だけが載つておりますが、今回の抜本改革について残りの二つというのは、こ

れからどういうことになりますか。

○政府委員(水野勝君) 引当金のうち大きなものは、御指摘の三つでございます。

賞与引当金につきましては先般、昨年御提案申

し上げた抜本改革法案におきましては、これを四

年にわたり段階的に廃止するということで御提案をしたところでございますが、これは廢棄となつてござります。

退職給与引当金につきましては、これが非常に

金額、規模、膨大なものでございますが、この点につきましては、年金制度が今後どのように推移

していくのか、特に外部拠出制度といったものが今後どのように展開していくのか、その点ともあわせてこれは検討していくべきであるという方向を抜本答申ではいただいてございます。

それから、貸倒引当金につきましては、これは昭和四十七年度以降何回かにわたりまして法定繰入率は引き下げを行つてきましたところでございました。なお、現時点におきましても、その法定繰入率と実績との間には乖離はなお認められるということでございまして、この点につきましては、常時この実績と法定繰入率との関連につきまして見直し、検討を行っていくべきであるということが申の方に向でございますので、今後とも、そうした観点に立ちまして検討してまいりたいと思っておるところでございます。

○鈴木和美君 私は依然として、どういう御説明をいたただこうとも、租税特別措置法は企業優遇といふか、不公平の最たるものだと実は思つております。

そういう意味で、この不公平の解消ということから見ると、もう一度大臣にお尋ね申し上げたいのでございますが、よく本会議でも予算委員会でも、この委員会でも大臣が述べられておりますこの格差ですね、格差について非常に平準化したという言葉がよく使われますね。これは一世帯当たりの統計から見て、格差が平準化しておるということをよく大臣おっしゃられていると思うのでございまして、何を見て平準化しておるのか、所得の格差ですね。

○國務大臣(宮澤喜一君) この点は、まず最初に申し上げておくべき点は、私たちもが格差が平準化してきているということを申しますときに、それは過去三十年とまでは申さずとも、二十年と申しましょうか、終戦後と言えばもっとはつきりするのでございますが、ずっと今日までの大きな傾向としてそうなつておるということと、それから世界の他の国に比べてその度合いが目立つておると

いうこと等を考えて申し上げておりますので、何年間か、殊に石油危機以後、円高等々がまた続いたために、我が国に雇用不安が生じました。で、ごく最近までさようであつたわけですが、その結果として、どうも格差といふものがやや縮まりをとどめた、あるいは多少格差が幾らか開いたかも知れないという御指摘は私は事実であろうと思いますので、そのことは知りつつ、なお長い間の傾向として、あるいは国際的な比較においてそういうことが申せるということを申し上げておりますつもりでございます。

よく使いますのは、五分位階層の比較をいたしました、第一分位と第五分位との差がどのくらいあるか、つまり社会の一番所得の高い層から低い層までを五つに輪切りにしまして、その最低と最高を比べるわけでござりますが、我が国では大体それは今二・九であると言われております。アメリカなんかでは九・幾つだと言われると思うのでございますが、これは経験的にも大体言えることであろう。二・九というのは、これは統計が正確にはございませんけれども、世界の中で最も最高の差が一番小さいのであります。最近において雇用不安があつたこと、あるいは御老人、それと婦人が進出した結果、一つの世帯を持つ。そうしますと、そのような世帯はそうでない世帯に比べますと比較的どうしても所得は低いわけですが一人でしょう。それから下の方は共稼ぎが多いですわ、二馬力ですよ、早い意味ではね。だから、一馬力と二馬力を比べてこそして所得の格差がございますから、そういう新しい層が進出することによって下の方の平均がやや下がるという、そういうことも幾らか、統計をやる人から言いますと、手伝つておると申しますが、最近の傾向はともかくとして、所得格差が五分位階層で見る限りやはり我が国が一番狭い。

それから、ジニ係数なんかでも、これも国際的な統計があります。非常に新しいというわけでもございませんが、やはり我が国はアメリカ並びにヨーロッパの各国に比べて、そこから見える格差が一番小さいということを申し上げられると思ひます。かつてO E C D がこれについて各國の比較をした論文を出したことがござりますけれども、

これはもう十何年前のものでございますので、その後新しいものは出ておらないように存じます。が、そういったようなことを根拠に申し上げておることでございます。

○鈴木和美君 非常に端的にお尋ねして、大臣がおっしゃっている第一でも第五でも構いませんけれども、二・九でも九%でもいいですけれども、つまりこれは、一世帯当たりの所得ということがベースになって比較したときにはどうだというおっしゃり方ですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは統計の専門家の方がおられるといいんですが、そのように理解をしております。

○鈴木和美君 私もそうじゃないかと思っておったんですが、仮にそなだとすると、所得別に見た点では確かに格差が縮まつてることは事実であります。が、これは確かに格差が縮まつておるところが、一世帯といふか。それはしかし分析をすれども、二・九でも九%でもいいですけれども、つまりこれは、一世帯当たりの所得ということがベースになって比較したときにはどうだというおっしゃり方ですか。

もう一つは、この委員会でも指摘がありましたように、総務省ですか、あの調査の問題がござりますね。土地とか株とかそういう問題がほとんど上がつちやつたからむしろ格差は聞いているんじやないかといふ政府の調査の統計発表があるわけですね。ですから、そういうのを考えるとどうも何かの目的意識があるのだから、所得の格差が縮まつておるわけだと思いますが、大綱してそれをよそに考えてみて、やっぱりそのようなことは申せるのではないか。

〔委員長退席、理事権原清君着席〕

それからもう一つ、資産の問題になりますと、これはますます統計がございません。統計がございませんからますますはっきり断定しがたいことありますけれども、所得でない資産の面においても、それが国にはとつてもない財産家というのには外

るんじゃないのかなというようにもとれるんですが、いかがでございますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 実は国民の間の所得格差がどれだけ縮まつていくかということは、私自身政治に志しましてから非常に長いこと関心を持ったときによく話題にするわけでございます。たまたま間接税の問題を今担当しておりますけれども、それはそうなりまして急に考え始めたことではございませんで、前からやはりこれは政治の一一番大切な目標である、あるいは経済政策をやっていく上でやはり最も重視すべきことであるというふうに長いこと三十ほど考えてまいりましたものでございませんで、前からやはりこれは政治の一一番大切な目標である、あるいは経済政策をやっていくときによく話題にするわけでございます。

それはそうなりまして急に考え始めたことではございませんで、前からやはりこれは政治の一一番大切な目標である、あるいは経済政策をやっていくときによく話題にするわけでございます。たまたま間接税の問題を今担当しておりますけれども、それはそうなりまして急に考え始めたことではございませんで、前からやはりこれは政治の一一番大切な目標である、あるいは経済政策をやっていくときによく話題にするわけでございます。

國に比べますと、端的に言えばいないと言つてもいいだろう。他方で、スラムに住んでいて全く身一つであるというような人も我が國にはそうそではないといったようなことで、多分資産については統計がますますございませんが、これでもそれは言えることだらうと思いますが、これは申し上げておるつもりなんでございます。

○鈴木和美君 大きい所得者がいないとか貧乏人がいないとか、諸外国から比べればまああじやないかというお話ですが、私はこれはやっぱり戦後の労働組合の存在というのが非常に大きいと思うんですね。つまり、富の再分配というか、これがフィリピンとか今問題になっているようなところから比べれば、やはり日本の富の再分配をやつてきた実績というものを大変高く評価しなきやならぬと思つてゐます。

ところが反面、そういう中で矛盾が出てきたのは、税の申告に当たつての問題点がやっぱり私は問題点だと思うんですね。格差の問題、重税感といふものは後ほどちよと議論させていただきますが、不公平感の方から言うと、これも古くて新しい言葉ですが、大臣はクロヨンとかトーゴーサンビンというものが存在するというようにお考えですか、お考えでございませんか、どちらですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そのような所得格差が今日のように縮まってきたことにつきまして、戦後を振り返りまして、例えば財閥の解体であるとかあるいは農地改革であるとか労働組合運動の自由化といったようなことが貢献したことは、私はもう事実そのとおりであるというふうに考えております。

そこで、クロヨンのことやござりますけれども、クロヨンという数字そのものがどうであるかは別にいたしまして、やはり労働所得は非常に把握がしやすい。殊に源泉でござりますと、もうまず間違いくと言つてもいいぐらいでござりますのに対して、事業所得あるいは農業所得は把握がしにくい。まあ、事業所得の方が農業所得よりも大きいのは把握がしにくいかもしませんけれども、そういうものから見るとやっぱり公平感というものを保つには税率構造だけじゃなくて給与所得当局がいわゆる実調、実地調査をすることによつてかなり改善されるはずのものでございますけれども、たしか事業所得の実調率というものは三%か四%であると思ひますので、そこは帳簿等で青色申告等々をしていただくようにしておるわけでござりますけれども、やはり労働所得とは聞きがあるというのは事実ではなかろうかと思ひます。

○鈴木和美君 私も大分前の委員会で国税庁からクロヨンの実態などについて出して貰つたんですけど、なかなかクロヨンというようなことに依拠して出すといふことは難しいということで、調査の内容などもお聞きしたことがあるんです。今大臣がおつしやるとおり、実調の実績から見ても、税務担当者の話のとき必ず出るよう、必ず更正決定が行われているわけですね。なぜ私がそれを言うかというと、現在の税の状態というのはサラリーマン酷税時代で捕捉が一〇〇%なものですから、不公平感の中には執行上の不公平感といふのが大変大きいんですね。それが直ちに国の政策の中で解消できるという展望、またスケジュールが明確になればいいんですが、どうもそのところはならないんですね。実調の中でもしつかり教えないぞということを強調しておきたいと思うんです。

○鈴木和美君 これから大いに議論をされていくんだと思いますが、やはり私はそういう制度もマッチさせていかないと、税率構造だけではなくて、そもそもそういう意味で制度として設け、また、特定のことを志向しておるつもりでございます。

○政府委員(水野勝君) 昭和二十五年のシャウプ税制、これは二十四年のシャウプ勧告に基づくものでございますが、そのときにおきますところの税率構造は後ほどもう一回質問しますけれども、税率構造だけで解消できるかというと、私はできないんじゃないかなと思うんですよ。

昭和三十二年には、この年は一千億円減税としました。そこで、最高税率は六五%に引き上げまして、一方、最低税率は一五%に引き下げたところでございます。

昭和三十二年には、この年は一千億円減税としました。そこではかなりな大幅な減税が行われました。ただ、このときにおきましたは控除とともに税率の累進も積極的に緩和をしようという考え方でございました。税率は一〇%から七〇%の十三段階といたしましたが、その中間の累進は大幅に緩和が行われてございます。

それから、昭和三十七年に地方税と、地方の住民税の基本的な見直しとあわせまして所得税率につきましてもかなりな改革が行われておりますし、そのときに一部住民税に税源を移譲するという考え方があとられまして、最低税率が一〇%から八%に引き下げられました。一方、最高税率は七五%に引き上げられたところでございます。

昭和四十三年の税制調査会の基本的な答申に基づきましてその後の税率構造が打ち出されておりましたが、昭和四十三年におきましたは、上方の累進税率はともかくとして、下方の方の累進税率は五%に引き上げられたところでございます。

昭和四十三年の税制調査会の基本的な答申に基づきましてその後の税率構造が打ち出されておりましたが、昭和四十三年におきましたは、上方の累進税率は五%に引き上げられたところでございます。その刻みが二%と五%刻みでございましたのを最初の段階では二%刻み、次が三%、四%とまいりますが、昭和四十年におきましたは、上方の累進税率は五%に引き上げられたところでございます。

その後の改正としては四十九年の改正がございまして、二兆円減税と言われた當時でございますが、税率の面につきましてはその適用所得階級部

おりますが、刻み方は特段の変更を行つてございません。

その後におきましては昭和五十九年度に減税が行われておりますが、余り大きな改正は行われておりませんが、最低税率はむしろ課税最低限がある程度我が国が高いということからすれば、最低税率は少し引き上げをお願いをしたらどうか。一方、最高税率の七五というものは少し累進のあり方からしてきついことはないかということから最低税率を一〇・五にし、最高税率を七〇%にいたしまして、また刻みも若干の数変更をいたして十五段階といだしております。

それから、最後は六十一年の抜本改革の答申になるわけでござりますが、この点につきましては既に御承知のように、通常のサラリーマンといったしましては初任給から始まって定年退職するまで、その間だれもがそういうライフステージを通じていくとすれば、その間余り大きな所得再分配的考え方を持ち込むことはどうだろうか。しかも、収入水準が上がる働き盛りのときに教育費、住宅費等々の支出がかさむ、それが所得税の重税感と申しますか、家計の逼迫感をもたらしている面もある。とすれば、通常のサラリーマンにつきましては限界税率は一つないし二つぐらいでいかがかということから、いわば一五%というものを基本税率にして、もう一つ軽減税率的な意味で一〇%の税率を設ける。で、通常のサラリーマンの水準以上の所得水準の方については、それは一五の基本に対し二〇、三〇、四〇、五〇といった税率を刻む、こういうのが考え方の経緯と申しますが、これまでのいきさつでございます。

○鈴木和美君 大臣、私が今その答弁を求めましたのは、今回六段階にするということの理由といふものが余り鮮明でないからなんです、私に言わせると。それで、二十四年からずっと今お話しのよに採用してきた刻みですね、刻みといふというのは十四段階もあるし、十九段階もあるし、六段階といふのは初めてでしよう。その刻みというものは何を変更するときの大きな理由というものは何であつた

かといふと、やっぱり中堅サラリーマンの重税感というものをどうやって解消しようかということが主なる私は目的だったと思うんです。だから、その段階をこう多く刻んで、それでは名目所得が上がつても何とかうまくいくというような形をとつてきましたんじやないかと思うんです。

さて、今回一〇%にはしたけれども、上が仮に五〇%になると、六段階しか刻みがない。問題は、刻みが問題ではないのであって、今話をしたように、ことしで言えば五百万から八百万ぐらいの所得者がどの刻みのところにランクされるかということが問題のところだと思うんです。

〔理事梶原清君退席、委員長着席〕

その上と下とがこうやって、こうやってとかいうようなそんな技術論じなくて、中堅サラリーマンの重税感に対してどうやって解消するのかといふ意味においてフラット刻みがあるのであって、それが二十四年からずっと議論されてきて刻みがいろいろこう時の情勢において刻まれてきたと。だから私は、今回の税改正の中でその点がどういふうに生かされるのかといふことについて大変関心を持つていますし、ぜひそのことについて政府の見解を聞いておきたいと思うんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今、鈴木委員の言われましたお考えは、私どももいつもそういう考え方で税率構造を考えるべきだと思つて、そんなに考え方の差はないよう思うのでござります。

そこで、今度の素案を見ておりますと、これはまだ人的控除等々がブランクのままになつておりますので、これはこれからさらに税制調査会が詰めていかれるわけでござりますから、それを今までにしておきますと、最初の最低税率一〇%が夫婦子供二人の四人世帯で五百四十二万円でござりますが、それから二の刻みの一五%が八百八十九万円でございますから、結局八百八十九万円といいますと、労働者としてはそれでほとんど全部の労働者が入るのではないか。五百四十二万ですと七割ぐらいとかいうことを聞きますけれども、そういうことでございます。それで、控除が

上がりますとそこはもう少し楽になるかと思うのですがございますが、控除を仮に今そのままとしましては一年延長だからことしあるも税制改正はないなど、たばこの方から見て、そういうふうに受け取っているんですが、いかがですか。

○政府委員(水野勝君) 六十二年度改正に当たりましては、御指摘のように十二月までます延長をされますが、それで、まずこれで、先ほど局長がライフステージということを申し上げておりますが、いわば学校を出て実社会に勤めて退職するまでステージはほぼ一つあるいは二つの税率で済むということは大変に重税感を緩和することになるであろうし、その上限は八百八十九万であれば、これは結構のところまでカバーできる。ここで私が思なるのは、イギリスもアメリカもかなり今度は税率の刻みを簡単にしまおうとしておりました。アメリカはいたしましたし、イギリスはしようとしておる。そういうやはり世界の——何といいますか、これもある意味で極端な貧困というものが除去されて、中流化して、中堅化していくということに関係があるので想います。だからもう一つは、最低税率が例えばイギリスなんかの場合にはかなり高いのではないかと思なっていますからそうではないということでござりますからそちらでは、中堅のところを配慮いたしますが、しかしその下の方も決してまづくはしていないといふことももう一つの特色ではないかと思います。

○鈴木和美君 まだこれからこの議論はずっと続くと思いますので、きょうはこのぐらいにしておきます。

最後に、法人税の取り扱いとたばこの取り扱いが何といつてもどうも納得ができないでござりますが、土地税制の問題については金持ち優遇でありますから御提案を申し上げるのか、そちらの点につきましてはまだ確たることを申し上げられる段階でございませんので、とにかく一年間、まだ一方、御承知のように補助金の問題もこの一年間なお続いているところでござりますので、そうしたことでも勘案いたしまして、今回は一年間の延長を御提案、お願いを申し上げているところでござります。

○鈴木和美君 私、きのう主税局長の本岡委員に対する答弁を聞いておつて非常に納得がいかないのですけれども、去年の税調は、たばこの税率といふものを一本一円値上げしたときの時点、つまり五九・七%はある程度認知しているんじゃないですか。たばこの税率の適正水準というのは何%だということに対して五九・七%、やむを得ないというものを去年の税調の答申ですよ。だから、売上税を見たときには、その中に取り込むのか外に外すのかという議論があつたはずなんですよ。したがつて、もう一度適正税率を税調にお願いする

というようなことではないんじやないかと私は思うのです。税調にお願いされても、去年からひつくり返るということがあるかといふと、私はないんじやないのかなと実は見ていました。

そういう意味からすると、今回の新型間接税があろうとなかろうと、たばこの税率というものは何%が適正だというのであれば、なぜこういう延長の出し方をするのかと言うのですよ、私はぶざまですよ、大蔵省は、本当に本則を改正するぐらいのものを出せばいいんですよ、本当にそれがいいといふのであればね。

私は、前回の質問のときに宮澤大臣に、よもや同じものは出すことはないでしょうねといふことに對して答弁をいただけなかった。大臣が大変苦労をされた点も私はわかつています。それはそれなりにわかっているんです。けれども、今の新型間接税があるものだから、何だかわけのわかったようなわからないようなことの答弁の仕方というものは私はよくないと思っています。これは企業経営の方からも計画は立たぬですよ、こんな状態の中では。いい悪いは別にして、國民にたばこの税率はどういうものであるということを示しながら、この外国との競争の中で葉たばこを抱えねばならないところは考えていかなきゃならぬので、私は經營としては大変だと思うんですね。

だから私はここで宮澤大臣にお尋ねしたいのですが、今大蔵省は、相変わらず財源がないからと言つて一本一円の値上げを延長してくれと、つまりたばこにやっぱり期待なさつているわけですよ。ところが片方、厚生省は、たばこを吸つたら死んでしまうぞと言うのですよ、厚生省が。こんな矛盾した話はありますか。片方では吸うなと言つておきながら、どんどん吸つて税金を払つてくれと言ふんでしよう、大蔵省は。まことに矛盾が満ちている。これに対する見解をはつきり私はいただきたい。

もう一つは、今主税局長のお話をとつて言つたとおり、よもや五九・七%という税率以上にたばこの税が膨らむということはありませんなど、い

ろいろ先々のこととも考えながらお尋ねしているんです。

○政府委員(水野勝君) 税率の問題につきましては、御指摘のように、六十一年の税制調査会の抜本答申では、仕組みとしては新税との結びを考える、しかし全体としての負担水準は一本一円を含めたところの負担水準が適当ではないかという方向を出されました。今回は、間接税全体の中で検討は行われておりますが、その税率水準につきまして、今申し上げたような結論ということは大きくなは動かないだらうとは思いますが、それでも、税制調査会としては結論はまだ出していません。したがいまして、一方また地方に対する補助金問題等もございまして、今回はまた一年お願いをしているといふことです。負担水準、これがこれより高くなるか低くなるか、これは先ほど申し上げた、目下税制調査会の検討中の段階でございますので、確たることは申し上げにくいのでござります。

それから、たばこと健康の問題につきましては、いろいろ御議論はいただいてござりますけれども、アルコール飲料とともにこうした嗜好品につきましては、いろいろな意味をも含めまして、また財政的な見地からも、こうした特別の課税をお願いをしているというのを諸外国の例にもございます。健康の問題につきましては、もちろん厚生省でも御検討になる、また会社自体としてもその点につきましては十分いろいろPR等の面では配慮しつつ、やはり財政物資としての性格は持つておられるところでございますので、健康問題をも含めつ、相応の御負担、相応の財政収入につきましては、たばこにかかる税金を払つておいてほしいと思います。

○志苦裕君 きょうは、三月二十二日の委員会で

上げたい、こう思つておるところでございます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 負担の点は今局長が申し上げたとおりでござりますが、厚生省がこれは

医学でござりますか、疫学でござりますか、そう

いう見地から言われたことはそれといたしまし

て、厚生省御自身も、だから喫煙といふものをや

めた方がいいということをあそから言おうとしたのです。

○鈴木和美君 政府税調が、たばこの税率の適

水準がどのくらいでいいかということについては

これからも議論なさると、するかもしれません、ぜひしていただきたい。けれども、政府としては

前回の延長、延長のときから何回も言つてあるよ

うに、これは民営になつたときのあの税率です

ね、マイルドセブン、つまり五九・七%ですね、これが適正であるということをもつて民営のとき

の、つまり納付金から消費税に変えたわけです

ね、だからこの数字というのを動かないはずなん

ですけれども、ああいうことで一本一円になつた。だから、それはそれとして、別議論としてや

る。しかし、売上税とか新型間接税とかいろいろ

議論されている中で、私は何回も言つてあります

が、五九・七%以上そこに積み上がるということ

はないんだな」とだけは、ぜひこれは頭の

中に入れておいてほしいと思います。

そして、ぜひ大臣にも御質問いただきながら御

指導いただきたいんです。一生懸命やつてある会

社でござりますが、やっぱり年金の受給率とい

のが非常に緊迫しているものですから、これから

税率を適正に決めるというような時期をとらえて

適切な御指導をお願いをして、私の質問を終わり

たいと思います。

○志苦裕君 きょうは、三月二十二日の委員会で

移転価格税制を取り上げましたが、若干答弁が不

十分なところがありますので、まずそこから入り

ます。

○志苦裕君 きょうは、三月二十二日の委員会で

上げたとおりでござりますが、厚生省がこれは

医学でござりますか、疫学でござりますか、そう

いう見地から言われたことはそれといたしまし

て、厚生省御自身も、だから喫煙といふものをや

ります。

○政府委員(日向善君) 今、委員がるる御指摘の

問題がこの国際課税問題についても随伴して

いることについては、私ども十分承知をして

おります。

がどんどん海外へ出していくれば税金も出していくわけ

で、産業の空洞化どころか税金の空洞化にもな

る。他方で関係国間では所得や税金を取り合いま

すから、そういう配分をめぐるトラブルも起き

る。企業は企業で国境の壁をうまく利用をして租

税回避行動に走る。まあ租税当局との知恵比べと

いうふうな現象も起きてくるだろう。

それで、この間たまたま問題になりました移転

価格税制、日米協議のことを聞いたんですが、日

産とトヨタという名前が出てるものですか

ら、個別具体的のことは言わないというガードがあ

りましてなかなかはつきり言わないんですが、特

にこれは租税条約による「権限のある当局」とい

うんだから、大蔵省というよりは国税当局とい

うことなんでしょうね。これはいろいろあるんで

しょうが、私はもう一度申し上げておきますけれ

ども、移転価格税制が六十一年にかけてから初通

用、企業の原価形成に税務が踏み込むという意味

では画期的だと。今後、アメリカ以外の国でも、

あるいはまた自動車のみならず電機、ハイテクな

どの分野に波及するだろう。また、企業が現地で

トラブルを起こして現地政府の覚めでなく

なつても困るからというので、トラブルを避ける

ということを考えれば、現地法人の方に所得を余

計移すことも考えられる等々のことを考えます

と、著しく国益にもかかわってきますので、可能

な限り詳しく答えてもらいたい。

おりまして、それだけに、我が国に移転価格税制が導入をされましたのは一昨年以降からでござりますけれども、私どもとしても十分な関心を持つて見ているところでございます。

ただいま委員が御指摘になりました日産、トヨタ等の自動車会社に対するIRSの四百八十二条を適用しての移転価格課税について、まずその資料についてはどういうふうにしたかというお尋ねでございますけれども、この資料は、これはIRSがどういう形でその資料等を入手したかとということにつきましては、これはIRSの問題でございますので私の方から言ることは差し控えさせていただきたいと思いますけれども、この問題はすぐれて企業の生命線とも言うべき原価形成に関する問題でございますが、一般的に申し上げますと、多方面から企業の価格形成についての実態を把握する必要がある。

そういう意味で、IRSといたしましては、私が推察いたしますのに、IRSの権限の範囲内で資料を収集するのもよりのことでございますが、他方、現地の子会社等を通じまして実は本國における親会社がどういう形で価格形成をしているか、価格決定をしているかということをどうしても知る必要がありますので、それに關して現地の子会社を通じましてIRSが非常に強い要請をしたんだろう、これは私は推測するにそう難しい問題ではない、かように考えておりますが、それ以上のことにつきましては私ども現在承知しないでございます。

○志苦裕君 これは細かいので一問一答で簡潔に聞きますから、簡潔に答えてください。

本田はIRSの言い分を認めて和解した、税金は納めた。トヨタと日産は否認して協議申し立てをした。結局半分ないし三分の一程度の額で対応的調整が行われた、こうなるわけです。そうすると、本田とほかの二社との輸出価格には相当の開きがあるということになりますね。

○政府委員(日向隆君) 輸出価格 자체が具体的にどういった状態であるかということについては私

どもの立場で言うことは差し控えさしていただきますけれども、今委員がおっしゃいますように独立企業間価格との関係において更正決定をするわけでございますから、もし仮にある者が独立企業間価格の観点から更正決定を受け、ある者が独立企業間価格の観点から更正決定を受けないという

ことにつきましては、やはり相互協議の対象になつたしますと、その両者の間にはそれなりの開きがあるというふうに考えてよろしいかと思います。

○志苦裕君 ですから、この税制のまさに目玉は独立企業間価格、アームズ・レンジス・プライスといふのですから、これにあるわけなんです。この独立企業間価格というのは非常に客観的なものですから、まさか本田とトヨタ、日産が課税額割る

認定額に三分の一も開きが出るほどの客観的な独立企業間価格が存在するわけはない、こう思いますが、今大体の開きはありますから、まさに日本とトヨタ、日産が課税額割る

独立企業間価格といふのは非常に客観的なもので

せんか。

○政府委員(日向隆君) 価格自体につきましての

差といふのは、今委員がおっしゃいましたように、そんなに大きな開きはないといふのはこれはある意味では当然のことであろうかと思います。といふのは、製品とか市場条件によつていろいろと販売の条件は変わつてしまいまして、そこにおいて販売価格といふものが製品の販売に非常に大きな影響がありますから、それに大きな差が同一市場においてあるということは極めて考えにくいでございますけれども、ただ、委員がおっしゃいましたように、たとえわずかの差でありましても、例えは自動車のようにその数量が非常に大きくなっている場合に利益あるいは所得の金額に引き直しますときには、その数量にいわば単価といいますか、一台当たりの利益額を掛けるものでございますから、結果として利益額あるいは所得額において、その額においては大きな開きが出るということはあり得ることであろうかと思ひます。

○志苦裕君 委員長、記録に載せますから。この法案に我々は反対なんです。反対の法案だ

で、委員会は成立しませんよ。与党はもう少しで出席してください。

トヨタ、日産はアメリカ以外の国にも現地法人があるものと思われますが、同じ特殊関連企業の問題ではそのような問題提起はないんですか。

○政府委員(日向隆君) 私どもが移転価格税制上問題があるというふうに把握をいたしますのは、国ではそのような問題提起はないんですか。ほかの問題があるというふうに考えてよろしいかと思

日米租税条約に基づきまして関係者、つまり課税当局並びに納税者の方から相互協議の申し立てがあつてからでございますので、その範囲でお答え申し上げますと、おっしゃいますように、アメリカ以外にも自動車メーカーはそれぞれ現地法人を

持つて販売しておりますが、それらの国から、あるいはそれらの国に關連する課税処分に關して、納税者の方から私どもにそれぞれ当該国との租税条約に基づく相互協議の要請があつたといふことは今までにございません。

○志苦裕君 国税庁の第三十五回の事務年報によりますと、相互協議の項で「米国、韓国、インドネシア等における本邦子会社支店等に係る課税問題について相手国税務当局との協議を行い、その解決につとめた」、ちょっとこれ説明してください。

○政府委員(日向隆君) 前回の委員会におきましたでもお尋ねがございましたので、相互協議の対象となる具体的な内容について若干の御説明をさしつしやいましましたが、権限ある当局間における相互協議の対象といたしましては、トランシスファー

プライシングのような今回のような例が一番大きくなつたわけなんですが、これは逆に考えて、本邦にある外国企業の現地法人の実態をどのように把握して、どのように認定しておるのか、適用のケースのようなものがあるのか、これひとつ簡単にしておきます。

○志苦裕君 もともと六十一年法の審議などのいきさつを聞いてみますと、税金が外へ出していくのをとめる、流出防止というのがねらいだったはずなんだけれども、第一号適用のケースが皮肉にも出していくケースですね。入ってくるケースにはならなかつたわけなんですが、これは逆に考えて、本邦にある外国企業の現地法人の実態をどのように把握して、どのように認定しておるのか、適用のケースのようなものがあるのか、これひとつ簡単にしておきます。

○政府委員(日向隆君) これは委員御承知のよう

に、移転価格税制は租税特別措置法第六十六条の五で我が国に導入されたのは一昨年の六十五年四月一日以降に對する事業年度からでござります。したがいまして、その最初の事業年度でございます六十二年三月決算にかかる確定申告書は、昨年の六月末に提出されたとございました。したがいまして、その最初の事業年度でございました。この実態調査といふものをあわせて実施いたしました。この実態調査は現時点まで約二百五十分程度既に実施しております。その結果、問題が

あると認められる事案、つまり移転価格課税の観点から、今委員がおっしゃいましたように、我が國から外国に安い価格で輸出している、つまり外国に所得を移転しているという疑いのある事案につきましては現在約三十件程度把握しております。これについてはこの移転価格課税を適正に対処するという方針で今臨んでおります。

○志吉裕君 日本でも最近国際摩擦を避けるために直接投資をするというケースがふえるわけですが、アメリカなんかは本家でありまして、世界じゅう出かけていてそこで法人つくって、日本の法人から向こうへ行くもの輸出は輸出だ、貿易摩擦だとぶつぶつ言うわけですが、そういう意味では該当企業はたくさんあると思うんですね。現地法人もある。そのようなものを把握する、これはだれでもいいとわかるものでもないと思うんです。ですが、その辺の把握、認定についてはひとつ適正にやるよう、また体制も整えるよう、この点は注文しておきます。

ところで、対応的調整を行った額が国税八百億、地方税四百億、計千二百億。この間の答弁で

もそうでしたが、これは税金を移すんじゃないの

で、所得を移すというのがこれの建前になつてお

るわけですが、この二社で所得額は総額幾ら移つたんですか、アメリカへ所得額は幾ら移つたですか。

○政府委員(日向隆君) 私この前の委員会の席上

で、昨年に行われました、十一月の二十七日以降

だと思いますけれども、各紙の報道がございまし

たものですから、個別の問題ではございませんけれども、その新聞報道に係る事実につきましてあえて否定しませんといふふうに申し上げましたが、

今お尋ねの件につきまして、つまり具体的な会社

が相互協議の結果によります合意によりまして所

得の調整が行われている、これはおっしゃるよう

に所得の調整でございます。彼ら日本の方からア

メリカに移ったかという点につきまして、私の立

場で具体的に言うことは、大変恐縮でございます

が差し控えさせていただきたいと思います。

○志吉裕君 そうすると、こういうふうにじや私

が勝手に計算しますな、日本の法人税は四〇%

と、ちょっと多目に言いますからね、それで四

千億ですか。地方税が四百億、これは法人事業

税が一二%。これがあべこべに逆算すると三千億

ですね。大体こんな計算をするとそのくらいの額

が行つたというふうになるんですが、当たらずと

も遠からずだと思うんですが、どうですか。

○政府委員(日向隆君) 一つ御説明させていただ

きたい点は、それぞれの事業年度におきます対応

的調整による所得更正といいますのは、まずそれ

ぞれの事業年度ごとに行われるわけであります

て、これは新聞報道にもございましたから委員御

承知と思いますのであえて申し上げますが、日産

の場合には一九七五年度から一九八一年度にわた

つて所得の調整が行われているわけであります。

それからもう一つ、トヨタの場合につきまして

は、一九七七年度から一九八二年度にわたって所

得の調整が行われておる。といいますことは二つ

問題がございまして、一つは、それぞの各企業

におきます事業年度における所得の調整であると

いうことが第一点でございます。と同時に第二点

目は、それぞの所得の調整はドルで行われてお

りますので、それぞの事業年度におきます為替

レートによって行われておりますから、為替レ

ートが変わりますと、当然のことながら今私が申し

上げました対応期間におきまして日米間の為替

レートは変わってきて円高に推移しております

が、したがいまして、それによって円貨に換算し

た場合の金額は変わってくるということをござい

ます。

以上の二点を前提にいたしまして、新聞報道に基

づきます日産、トヨタについての国税の還付

額、これをベースに今委員がおっしゃいましたよ

うな税率で概算計算することは決して不可能なこ

とではない、かように考えます。

○志吉裕君 長々と言つたが、大体私の言つたと

おりだということでしょう。日本の自動車メー

カーが全体で百八十五万台ぐらいでしたか、百九

万台でしたか、一台一万ドルとして、今一〇%

高いというふうに仮に言つたとしますと、十八億

五千ドルになつて、この所得がアメリカへ行つ

たことになる。それで、十八億五千万ドルとい

うのは今のレートにしますと二千四百億円ぐらいに

なるし、この当時、五十三年ごろからぐぐぐず言

つているわけですから、そのころは二百五十円ぐ

らいだったかな、もつと高かつたかなというふう

に計算しますと、これは何と四千六百億も行つた

という勘定になる。いずれにしても、相当大きくな

ることになる。

日本の歳入からしますと抜けていったということ

になるわけで、それだけに適正にやらなきゃなら

ぬことになる。

ちょっとと念のため聞きますが、権限ある当局は

納税者が申し立てをした場合にいつでもこれを支

援しなければならぬというわけでもない。その協

議に相手が乗つてこなければ相互協議にもならな

いんですから、したがつて減額修正に応じないと

いうこともあります。これはアメリカによ

り取られたからひとつ日本でもまけてくんせい

やというふうに言うても、それはめだたと言つて

いふことができますね。

○政府委員(日向隆君) 御案内のように、日米租

税条約につきまして、これは第一の主眼点は二重

課税の防止ということにあるわけでございます。

したがいまして、私もも租税条約を締結しました

以上はこれを誠実に履行する責任を負つております

ので、この日米租税条約第二十五条に基づきま

して、課税当局ないしは納税者から相互協議の申

し立てがございましたら、やはり二重課税を排除

し、かつ国際間の適正課税を実現する見地から、

これに対して誠実に対応する必要はあると思いま

す。しかしながら、できるだけ誠実に対応いたし

ますけれども、今委員が御指摘になりましたよ

うに、どうしてもそれをしなければならないという

ことではございません。

○志吉裕君 ですからこれは、ああそなかそうち

ことになる、アメリカへ所得を移すことになるん

ですが、まあ割引して考えてもいいんじゃないか

と。実は外國関係税にはそういうわけのわからない

ところがある。まあアメリカあたりは税法がわか

っているからいいけれども、途上国あたりへ行き

ますと何が税金なのかわからない。王様に対する

献金も皆税金というふうなことになつてくるぐら

いにちょっととぼやつとしたところがありますの

で、そうきちょうめんに対応するばかりが能でも

ないんじゃないかという感じをいさか持つたの

のは、現地法人が相手国政府にこの増額更正され

て納めた額を日本ではそつくり控除するんです

か。その点は控除限度額とか繰越控除とかあい

うようなものがやっぱりこの場合にも適用になる

んですか。今度のケースにはそういうものがあつ

てたんだとか。たんだですか。

○政府委員(日向隆君) 一般論でお答えをしてい

ただきますけれども、今委員が御指摘になつてお

りますのは、私の受けました印象では外國税額控

除の話ではないかと思いますが、これは外國税額

控除と違いまして、まず所得の調整でございます

ところです。そこで納税者は、納税額を控除する

場合、一つの製品をアメリカの市場で販売した場

から、それがどうかと問題でございまして、そ

の得をアーティカルがどれだけ

取り、日本がどれだけ取るかといった問題でござ

りますので、そのための調整が行われまして、そ

の独立企業間価格と比較いたしまして問題の価格

に安い低いという判断が出て、その差額に基づく

所得の分配がアメリカと日本の間に行われました

場合、それがどうかと問題でございました

から、かつて国際間の適正課税を実現する見地から、

これに対して誠実に対応する必要はあると思いま

す。しかししながら、できるだけ誠実に対応いたし

ますけれども、今委員が御指摘になりましたよ

うに、どうしてもそれをしなければならないという

ことではございません。

今回のケースに即して、まあ一般論ではござい



○志吉裕君 いや、それはあなた、取られることもあるし取ることもある。取ることを考えると、取られることもやむを得ないみたいなことを言つておるがね。ですから私は、この外国税額の影響を遮断する仕組みを考えればいい、ようけ取られようと少なく取られようと、そういうところから遮断すればいいということを先ほど言つたんだ。だから、まあ法人税額にそつくり課税標準を置いておるというところがいま一つ、地方公共団体の税の性格は課税標準を法人税に置いてはいるが、原理的には負担分担の応益原則というものをとつておるんだから、そういう変動に衝撃が来ないような仕組みを考えるという意味でこの問題を出しておるんですが、あとは地方行政委員会でおやりになるでしょうかからあれですが。

ちょっと念のために聞きますが、しかし一年間にがばつとあるところで百億とか減っちゃつたと、これはそういうものがあることとして、交付団体でない限り、交付税はそれに見合のものしか行つてなかつたわけで、こういう財政調整は翌年行うんですか。

○説明員(小坂紀一郎君) それぞれの団体の状況によって、今回の例で申し上げますと、財政調整基金で対応できたというところもござりますし、したがつて、それぞの財政状況に応じてしかるべき措置がとられるということでございますが、お話しの交付税の措置につきましては、その年に減税補てん債を発行して埋め合わせるか、あるいは翌年度で精算をするかという技術的な方法がございます。

○志吉裕君 ところで、ちょっと今まで移転価格問題をやつてきましたが、今アメリカと日本の話をしていました。アメリカが余計取つたとか取られたとかという話なんですが、考えてみたら、日本国内にも関連会社間の移転価格があることは、容易に想定ができるわけですね。五五%近い赤字法人の存在には、あるいはそんな仕掛けが結構潜んでおるのかなという感じもしないわけじゃない。こういう赤字会社の操作のことを除けば、国

税においては親会社が納めようとした子会社が納めようと日本の税金総額に変わりがないから、日本の大蔵当局、国税当局がこんなことに面倒な頭を使ふメリットはないけれども、地方税の場合にはこれは大変な違いになります。

今日、そうでなくとも税の一極集中が進んでおりまして、地方公共団体の黒字の半分は東京さんが持つておる。こういう状況になつてくると、もし日本の関連企業間に移転価格操作あるいは取引価格操作というふうなものがあるとしますと、地方公共団体にとつてはゆるしい問題になつてくるんですね。

そこで私の提案ですが、タックスヘイブンでも何でもそうですが、今の本店、支店もそうです、が、関連企業の所得を合算課税をして本店、支店と同じように合理的な配分基準を設けて、これを地方財源に配分するという形をとれば、この日本国内にあるであろう移転価格、いわば価格操作による財政不均衡を調整できる、これはどんなものでしょ。

けでございます。その結果、その企業の事業活動はやっているだけれどもそれに応じた課税がされてないんじゃないかという問題提起がなされているところでございます。

それは委員のお話と共通するところがあるかと思ひますが、委員の御提案のように、親会社と子会社を何らかの考え方でもつて合算課税をするということを考えてみますと、それにつきましては、そもそも少なくとも法律上は人格が異なるものにほかの法人の納税義務をかわりに負わせることにもなりはしないか。それから、もちろんその合算課税の対象の法人の範囲ということともござりますし、それから現在のことろは法人税にのつとつてやっているわけですが、法人の経理と全く違うやり方でもつて税の計算をやらせるということになり、事務負担の増加をどうするかというようないろいろな検討をしなければいけない基本的な問題があるわけでございます。

そこで、私どもとしては、確かにそういう傾向

もでも非常に問題意識を持つております。法人が大きな法人でも一つの法人として全国的に活動している場合には、その所得をどういうふうに各自治体に適切にこれを分割するかという分割基準の問題になるわけでございます。

それを研究しているわけでございますけれども、問題は、今委員お話しのように、企業がいろんなところにある工場なり支店なりを子会社化あるいは現地法人化をするという傾向が最近目立つわけでございます。そういたしますと、それは別法人ということになりますて、全国的に活動している法人に適用される分割という概念の適用の余地がなくなってしまう、要するに運営法人がそれそれに活動しているということになるわけでございます。その結果、地方団体から聞いておりまますところによりますと、例えば工場所在の県、市町村のその工場自体子会社化されてしまった、操業 자체は前と何ら変わらないけれども、子会社化された途端に法人関係の税が入ってこなくなつてしまつた、こういうような問題が寄せられているわ

○志高裕君 いや、自治省もう結構ですか、あなたは違う人格だとか、中長期と言うが、財政や地方税の一極集中というのは中長期じゃないんだ。今の話なんだ。違う人格というのなら違う人格でも構うことはない、株数の持ち合いでやつちやえというのでタックスハイブンをやっておるわけですか、國税では。これは違う法人がタックスハイブンへ行って、あれは別の法人ですからと、言つたらこれは始末におえないわけですね。もう少し前向きにひとつ自治体側も考えるべきだということを申し上げておきます。自治省は結構です。

この問題の最後にしますが、大蔵大臣、いろいろなやりとりましたが、この日米の租税協議といみじくも出た自動車会社の税金争いといふのは、アメリカさんがおまえは日本の方に所得を移し過ぎているぞ、これよかせと。そこで皆さんは日ごろ、日本の法人税率は高いのでみんなアメリカへ逃げていく、外へ逃げていって困る、だから

にあり問題でもあるということは十分承知をいたしておりますが、そのような問題を怠慢に置きつつ、中長期的な課題として検討していくないと考えておるところでございます。

○政府委員(水野勝君) 国税につきましては、基本的に法人税は全国に対し適用がございますので、管轄権が異なることはございませんから直接の問題はございませんが、御指摘のような問題点を国税で考えるとすれば、連結決算の問題であろうかと思いますが、この点につきましては、まだ日本の商法でもそこまでの調整は行われていない。証券取引法におきまして有価証券報告書の添付書類として提出を義務づけているというところでまできておるところですが、それからの問題はまだこれからなかなか大問題でございますので、私どもも連結の問題は赤字法人の問題とも関連はするかとは思いますが、まだ全体の経理、会計問題、そこまでまいりません。しかし、問題としては意識はいたしておるところでございます。

○志吉裕君 いや、それはあなたが取られると、あるし取ることもある。取ることを考えると、取られることもやむを得ないみたいなことを言つておるがね。ですから私は、この外国税額の影響を遮断する仕組みを考えればいい。ようけ取られようと少なく取られようと、そういうところから遮断すればいいということを先ほど言つたんだ。だから、まあ法人税額にそつくり課税標準を置いておるというところがいま一つ、地方公共団体の税の性格は課税標準を法人税に置いてはいるが、原理的には負担分担の応益原則というものをとつておるんだから、そういう変動に衝撃が来ないような仕組みを考えるという意味でこの問題を出しておるんですが、あとは地方行政委員会でおやりになるでしょうかあれですが。

ちょっと念のために聞きますが、しかし一年間にがばつとあるところで百億とか減っちゃったと、これはそういうものがあることとして、交付団体でない限り、交付税はそれに見合うものしか行ってなかつたわけで、こういう財政調整は翌年行うんですか。

○説明員（小坂紀一郎君） それぞれの団体の状況によって、今回の例で申し上げますと、財政調整基金で対応できたというところもございますし、したがつて、それぞれの財政状況に応じてしがるべき措置がとられるということでござりますが、お話しの交付税の措置につきましては、その年に減税補てん債を発行して埋め合わせるか、あるいは翌年度で精算をするかという技術的な方法がございます。

○志吉裕君 ところで、ちょっと今まで移転価格問題をやつてしまましたが、今アメリカと日本の話られたとかいう話なんですが、考えてみたら、日本国内にも関連会社間の移転価格があることは、容昜に想定ができるわけですね。五五%近い赤字法人の存在には、あるいはそんな仕掛けが結構潜んでおるのかなという感じもしないわけじゃな

い。こういう赤字会社の操作のこととを除けば、国税においては親会社が納めようと子会社が納めようと日本の税金総額に変わりがないから、日本の大蔵当局、国税当局がこんなことに面倒な頭を使つておるがね。ですから私は、この外国税額の影響を遮断する仕組みを考えればいい。ようけ取られようと少なく取られようと、そういうところから遮断すればいいということを先ほど言つたんだ。だから、まあ法人税額にそつくり課税標準を置いておるというところがいま一つ、地方公共団体の税の性格は課税標準を法人税に置いてはいるが、原理的には負担分担の応益原則というものをとつておるんだから、そういう変動に衝撃が来ないような仕組みを考えるという意味でこの問題を出しておるんですが、あとは地方行政委員会でおやりになるでしょうかあれですが。

ちょっと念のために聞きますが、しかし一年間にがばつとあるところで百億とか減っちゃったと、これはそういうものがあることとして、交付団体でない限り、交付税はそれに見合うものしか行ってなかつたわけで、こういう財政調整は翌年行うんですか。

そこで私の提案ですが、タックスヘイブンでも何でもそうですが、今の本店、支店もそうですが、関連企業の所得を合算課税をして本店、支店と同じように合理的な配分基準を設けて、これを地方財源に分配するという形をとれば、この日本国内にあるであろう移転価格いわば価格操作による財政不均衡を調整できる、これはどんなものでしょう。

というのはね、本社とあれにもあるんですね、本店、支店間にも若干問題がありまして、最近は東京支店というのがどんどんどんどん大きくなつちゃつて、本店も東京、支店も東京、みんな東京というようなことになって問題も出てきているんで、東京の支店は外せやといふような話もないわけじゃないんですけど、そのことは別にしまして、今自治省の方でも分配基準の見直し作業をしていくようなんです。私は、今まで頭数でやつていてる頭数ですが、頭数でもよし、投下資本でもよし、敷地の面積でもいいですが、比較的の財政の東京一極集中が起きないような分配基準を設けて、親会社子会社間の合算課税をするという提案なんですが、これひとつ自治省と大臣、これから検討課題になるので、大蔵にとっては苦労するほどメリットはないと言わぬで、大蔵省にとってはそうされても支障はないというのなら、そう言ってくだ

も非常に問題意識を持つております。法人が大きな法人でも一つの法人として全国的に活動している場合には、その所得をどういうふうに各自治体に適切にこれを分割するかという分割基準の問題になるわけでございます。

にあり問題でもあるということは十分承知をいたしておりますが、そのような問題を怠頭に置きつつ、中長期的な課題として検討していくたいと考えているところでございます。

ら法人税下げましょうと言ったが、法人税の高いところがいいというので自動車会社は日本に所得を

○志苦裕君　いづれ税制のことはまた議論するところあるでしようから。

外国税額を用意したんですが、これはちょっと後回しにして、余つたらやりまして、所得関連で

うと言うから、そんなものかとこう思っているわけでありまして、どうもこれはもうと大きいのかな

たた、この問題に関連して言っておけば、法人の名目の税率は高いけれども、真実といいますか、実際の税率は高いものじゃない。よく例に出

今度の法案関連に少し参ります。

もしらぬし、もつと小さいのかもしらぬ。ただ、こういうことはないんじょうかね。租特というの、経費でないのに経費にしたり整除すべきも

○政府委員(水野勝君) 企業が国際的な活動をしております場合に、どこにその所得を発生するかとし、どこに留保するか、それはやはり企業全般で、国際的な取引の中でその企業の戦略、それからどうしてそういうので、ととのへおどけは日本の方率が安いということの証明になつていませんか、これ。それでおりませんか、三菱商事の六十年三月期の企業決算と税務申告、これが税務署によつて公表されていますから、これを見ただけでも売上高が六兆円何がしで経常利益が五百十七億、これは決算利益になつていますね。税引き前の当期利益は二百九十五億、累兎原得五百七十一億ですよ。これ

れるんですか、実は我々はこれを検証する方法がないんです。何々十億円とか何々五十億円とか、締めて幾らとかいうのを言われても検証する方法がない。皆さんの方も細かいところまでなかなかわからぬで、數十項目一括りくつて十億円というふうなデータとなるつでですが、ついで宮崎内閣

のを控除しなかつたり所得であるのに所得と見なされたりといふことをいろいろとするわけですかつたりといふことをいろいろとするわけですかね。で、特別措置を講じた結果、ある法人が赤字になる。経費に入れなければ利益が残っていませんから赤字にならないんだけれども、経費を見たときに赤字になる。そこで今まで、上回り上

○志苦裕君 大臣、企業の戦略ですが、企業論理というのはすぐれて単純なんですよ。どこへどうからそのときの市場の状態、為替相場等もろもろの環境を取り巻く要因によりまして企業が考えるところであると思いますので、それが直接、税制なり税負担で誘導されているというところまではなかなか考えにくいところでございます。

○政府委員(水野勝君) 毎年予算編成時に税制改正とあわせまして見積額をお出しをさせていただいているところでございます。その決算数字につきましては税務統計資料、例えば会社譲本調査等ござふうなものは出せないんでしょうか。

たまに赤字になる赤字はありますと、その会社の税金そのものがなくなっちゃいますね、何も残らないんだから。そうなるとこの試算値には出てこない。試算値のときはまとめた数字でいきますから、個々の企業一つ一つ洗うわけじゃないですねからね。そうなると、個別にいきますと、特別措置を講じた結果、企業が赤字決算になつて、もともとの融資も取れないといふふうな次元が理論的になります。

したらもうけになるかということなんでしょう。大蔵大臣の手前もあるから顔を立ててここにいてやろうなんということは絶対ないんです、これは。そうなればそれは企業の最大の戦略、ここにいた方が、ここに所得を移した方がいろいろ大きいや企業の恩典があつて税金が安いということにならぬんか、大蔵大臣。

つて逃げちやつたんだしようが、ですから私は、そういういろんな現行の税制のややこしい複雑な仕掛けやらぬがみの中に、ここにいた方が実際は税金が安いんだということを目指とい企業が日本の親会社に所得を移したというのが今度の日米租税協議の決着の経緯に見ることができるんじやないかということ、一画ですね。

○政府委員(水野勝君) 毎年予算編成時に税制改正とあわせまして見積額をお出しをさせていただいているところでございます。その決算数字につきましては税務統計資料、例えば会社概要調査等によりまして、それからまた源泉所得税関係の調査によりましてもそういったものは出てまいつておられますものは随時公開されておるところでございます。そうしたものからすれば、決算実績ベースのものと言うことができるものはござりますけれども、この試算額自体お出しするときにもかなり大胆にいろいろ割り切ったり、今のお話しのよう

ために赤字になる赤字はありますと、その会社の  
の税金そのものがなくなっちゃいますね、何も残  
らないんだから。そうなるとこの試算値には出て  
こない。試算値のときはまとめた数字でいきます  
から、個々の企業一つ一つ洗うわけじゃないです  
からね。そうなると、個別にいきますと、特別措  
置を講じた結果、企業が赤字決算になつて、もと  
の税金も取れないというふうな状況が理論的には  
あり得る。とすると、この減収額はもっと大きくな  
るということはありませんか。

○政府委員(水野勝君) それは制度の態様にもい  
ろいろよろとところでございまして、特別償却とか  
そういうことになりますと、まさに特別償却を実  
施することによって課税利益がなくなる、赤字に  
なる、そういうものはございます。

〔理事梶原清君退席、委員長着席〕  
税率の問題でございますけれども、今まで大体五〇%ぐらい、同じぐらいと言われておりました。〔委員長退席、理事梶原清君着席〕

○政府委員(水野勝君) 毎年予算編成時に税制改正とあわせまして見積額をお出しさしていただいているところでござります。その決算数字につきましては税務統計資料、例えば会社標本調査等によりまして、それからまた源泉所得税関係の調査によりましてもそういったものは出てまいつておられますものは隨時公開されておるところでござります。そうちたものからすれば、決算実績ベースのものと言うことはできるものはございますけれども、この試算額自体お出しするときにもかなり大胆にいろいろ割り切つたり、今のお話しのようにまとめたりしているものが多いわけでございまます。その実績値となりますと、これは実績としてお出しするということになりますと、余り推計を用いてお示しするというのもかえってミスリー

たために赤字になる赤字はなれませんと、その会社の  
の税金そのものがなくなっちゃいますね、何も残  
らないんだから。そうなるとこの試算値には出て  
こない。試算値のときはまとめた数字でいきます  
から、個々の企業一つ一つ洗うわけじゃないです  
からね。そうなると、個別にいきますと、特別措  
置を講じた結果、企業が赤字決算になつて、もと  
の税金も取れないというふうな状況が理論的には  
あり得る。とすると、この減収額はもつと大きくな  
るということはありませんか。

○政府委員(水野勝君) それは制度の態様にもい  
ろいろよるところでございまして、特別償却とか  
そういうことになりますと、まさに特別償却を実  
施することによって課税利益がなくなる、赤字に  
なる、そういうものはござります。

一方、しかし交際費の特例のように、本来はこ  
れを引けば赤字でございますがけれども、その損金  
否認によって利益ベースになるところもございま  
す。両方あり得るのかなと思っております。

この間レーガンさんが減税をやられましたからあるいはここでアメリカの方が大分安くなつたのかと思ひますが、確かにそれは企業としては税負担は一つの問題でございますが、ただ、どこにいきうことになりますと、例えば為替相場の問題があつたり、あるいは企業のイメージをつくるという問題があつたり、いろいろ市場の関係とかございまますからいろいろな要因で決まっていくんではないかといふふうに思ひます。もちろん税制も一つの問題であろうとは思ひます。

さのう安いと言つて、きょう高いと言つて、こんなばかばかしい言い分はないと思う。そんなばかばかしい相手をしておられるかと言えばよかつたんでしようが、ほいほいとまた相談に乗つて千二百億取られちゃつたんだがね。これがお粗末な一件ということになるんですがね。これがお粗末な一件といふことになるんですが、税制改革の論議に当たつてはやっぱり実際の税額がどれぐらいになつておるのかといふことを慎重に吟味した上で税率等の検討をなさるべきだということを申し上げておきます。

○政府委員(水野勝君) 每年予算編成時に税制改正とあわせまして見積額をお出しさしていただいているところでございます。その決算数字につきましては税務統計資料、例えば会社本部調査等によりまして、それからまた源泉所得税関係の調査によりましてもそういったものは出てまいつておりますものは随時公開されておるところでございます。そうしたものからすれば、決算実績ベースのものと言ふことができるものはございますけれども、この試算額自体お出しするときにもかなり大胆にいろいろ割り切つたり、今のお話しのようにまとめたりしているものが多いわけでござります。その実績値となりますと、これは実績としてお出しするということになりますと、余り推計を用いてお示しするというのもかえつてミスリーディングになるところでございますので、試算額、予算額と申しますか、それをお出しする以上に、どうも実績値のものをこうした一表で取りまとめてといふことは難しい面がございます。

○志古祐君 だつて、試算しているんですからね。もつとも試算といつても、局長に悪いけれども、水田利用の米の減収額のときに丸谷委員とやあんた高等数学を言つておつたけれども、結局だれもわからないんだ、あの類は。そんなものだろ

○政府委員(水野勝君) それは制度の態様にもいろいろよろしくところでございまして、特別償却とかそういうことになりますと、まさに特別償却を実施することによって課税利益がなくなる、赤字になる、そういうものはございます。

一方、しかし交際費の特例のように、本来はこれを引けば赤字でござりますけれども、その損金否認によって利益ベースになるところもござります。両方あり得るのかなと思っております。

○志古裕君 いやあなた、交際費八千億取つたらとすぐその話を出さんでけれども、まけていふるばかりじゃないと言いたいんだどうがね。

しかし、そういうたぐいのもので言えば、それに関連して聞きますが、我々がよく土地増税を取つたら、と言いますね。評価がえをして土地増税で取つたらどんなんものだらうとと言うと、あれは未実現の利益だ、だから未実現の利益に課税するのにはいかがなものかと大臣前もお話しでしたね。しかし、そもそも引当金とかそういうたるもの



と累進課税、これは所得税のバックボーンでござりますし、また所得税は我が国の税制の柱でございます。だから、基本理念としてはそういうものは、総合と累進は堅持されておるところでござります。

ただ、例えば去年お願いいたしました利子課税のようなものでござりますと、口数が何億にも上る利子所得、これにつきまして新しく郵便局も手続をお願いする、地方団体にもお願いをする、

そういうことから、まず課税をこれからお願いをするといたしますと、当面は一律分離課税ということでお願いをするのが実質的な公平が確保されるゆえんではないか。しかし、それは今後ずっとそういうことだということでございませんで、国会で御修正をいただきましたように、今後五年経過したところで総合課税への移行も含めて検討をするという附則をいただいてござります。こうした点はまさに所得税の姿は理念としては貫かれておると思っておるところでございます。

○志苦裕君 いやいや、税調答申は素案は出たけれども、これからいろいろ議論していくんですね。議論というのか、そのスタンスのことを言つてゐるので、ですから事、所得税制に関する限り、総合と累進がやっぱりこの所得税制の骨組みだというふうに確認できるかということを聞いたわけですが、簡単でいいですよ。今一番末尾の答弁はそういう意味ですね。わかりました。

その次は、素案に關連しまして、從来この辺はなかつたわけではないんですが、法人の株式保有割合の増大等の経済実態を踏まえて、益金不算入割合を減らしていくというようなくなりがありました。これは前にもありました。これをもう少し税理論から考えてみますと、伝統的に法人は個人の寄せ集めであつて、法人税というのは一番最後に個人が税金を渡す前払いだ、したがつて調整措置や経過措置を講ずるという法人擬制説というようなものを、シャウプの勧告にもありましたので、それを貰いてきておる。それに対して普通の国民あるいは我々は、法人は社会的実体だ、株式保有

だつて今個人なんといふものは見る影もなく減つておる、法人の持ち合いじゃないかといふことで、この法人実在説というようなことで長いこと議論してきました。ここで言う「法人の株式保有割合の増大等の経済実態を踏まえ」というのは、皆さんの方の伝統的な法人擬制説を幾らか現状に合わせて調和をし転換をしていくものといふうに受け取つてよろしいか、この点です。

○政府委員(水野勝君) 従来から擬制説、実在説等あるわけでございますが、必ずしも現在の法人税はそうしたものによって仕分けしているということではございませんで、現時点におきましては法人なり個人なりの企業活動の実態に応じて課税をお願いをしているということであらうかと思ひます。

○政府委員(水野勝君) 従来から擬制説、実在説の間の問題でございます。法人間を転々と配当が何回も流れていくときに何回も課税をお願いをするということになりますと、そこは問題はある。しかし、丸々それでは益金不算入でいいか。そこはやっぱり御指摘の法人間持ち合いの増大に応じた、経済の実態に応じた見直しで二割まではひとつお願いしたいということで御提案を申し上げておる。ここは直接は実在説、擬制説には直結はいたしておらないと思います。

○志苦裕君 まあいや、変えていきなさい、だんだん。

○委員長(村上正邦君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時十八分休憩

が、いよいよあすから少額貯蓄非課税制度が廃止されまして、郵貯にも二〇%課税になる、こういう状況を迎えるわけであります。個人貯蓄五百七十億のうち非課税分が約三百億超と言われておりますが、今後どう流動していくのか。また、このマル優廢止が我が国経済にどのような影響を与えると見ておられるのか、所感をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは今まで経験したことでございますので、何とも予測のつきかねることでございますが、ただ私どもいたしましたことは、この制度を手直しをさせていただきましたときに税制の中立性といふことはできるだけ考えさせていただいたつもりでござります。

〔委員長退席、理事樋原清君着席〕

したがいまして、金融資産の間に大きなシフトが起つて金融市场がごたごたするといったようなことはまずないであろうと思っております。それから、株式あるいは土地等に対しても、資産としては金融資産とかなり性格が異なつておりますので、その間に大きな資金シフトが起るということもないであろう、一応そういうふうに全体を考えております。

前の経験がないことでございますので、正確には申しかねますけれども、政策的にもそういう配意はいたしておりますつもりでございます。

○塩出啓典君 先般、日銀が個人貯蓄速報をいろいろ発表しております。また、三月二十二日に総務庁がサラリーマン世帯の平均貯蓄額の変化、そういうものを発表しております。またいろいろ民間の証券会社等が、マル優廢止に伴つて消費者の心理がどういう方向に向いておるかと、こういうようなことをいろいろ発表しておるわけでございまが、今の日銀あるいは総務庁の、これは予測ではなしに過去のデータであります。そういうものを見て大蔵省としてはどのように評価をされておるのか、お伺いします。

○政府委員(角谷正彦君) 今委員御指摘の総務庁が発表いたしました貯蓄動向調査を見てみますと、六十一年末の全世帯の貯蓄残高が九百九十五万円だったのが六十二年末には千四十五万二千円ということで、全体として見ますと一四・九%伸びているということがあらわれております。

その中で、どちらかといふと、預貯金のような確定利付のものについての伸びが低くて、株式につきましては前年比五九・八%という形でかなり大きくなっています。つまり、この形でかなり伸びている状況が見受けられるわけでございます。

ただ、これにつきまして、総務庁等は要因分析を必ずしもしておりませんので、その要因を私どもなりに推測を交えまして考えてみると、株式がこれだけ大きくなっていることにつきましては、大体三つぐらい要因があるのではないか。

といいますのは、一つはやはり金融緩和を背景に金利が趨勢的に低下している状況にあります。それで、近年、その中で個人金融資産に占める選択基準といつたしまして収益性を求めるという動きが一般的に進んでいるという状況がございます。それから二番目には、この貯蓄調査の性格でございますけれども、これは例えば株式について言いますと、その時点の価値で評価しているといふことから、株価がこの近年上がってきております。そういう時価が上がつてきているという事実が反映しているということ。

三番目には、これは余りはつきりと統計的には申し上げられるような実態はないわけですが、株価がこの近年上がつてきております。そういうふうな実態にはないわけですが、NTT株式が御承認のように六十一、六十二年、それぞれ百九十五万株というところで大量に市中に売却され、その多くが個人株主によつて保有されているというふうな実態から、個人株主の保有層の広がりをもたらしている。こういったことが確定利付債券等に比べまして、有価証券なんかは株式の増加の大きな要因になつてゐるんじゃないだろうかというふうに考えておるわけでございます。

○塩出啓典君 いろいろ御説明がありました。そこで、特に財政投融資の大きな原資であります郵貯、この動向調査では、全般として貯蓄は伸

びておりますけれども、保険とかあるいは証券、そういうものが伸びておるけれども郵貯は余り伸びていない。こういう点から今後、財政投融資の資金である郵貯の将来についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(足立和基君) 郵便貯金の動向につきましては、これは郵政省の所管でございますので私ども確定的なことを申し上げるわけにはまいりませんが、財投の原資といたしましては六十二年度におきまして七兆九千億予定をいたしておりますが、これがほぼ目標どおり達成されるものと現段階で考えております。

マル優廃止に伴いましての影響でござりますけれども、これは全預貯金すべて共通のものでございますので、なかなかにわかには的確に予想することは困難でございますけれども、この改正自体が預貯金それぞれにニュートラルに働くと考えられるのではないかと思っておりまして、今後ともその推移を見守つて財政投融資の原資である郵便貯金というものを考えてまいりたいと思っております。

○塩出啓典君 今回のマル優廃止につきましては、日本の貯蓄率がこことのころ多少は低下をしておりますけれども、世界的に非常に高い。八六年で貯蓄率が一六・六%、米国は四%、こういう点が日米経済不均衡の問題に絡めて米国から批判をされてきましたわけですが、そういう背景もありまして前川レポートでもマル優廃止をという提案をしていただけでございます。今回のマル優廃止で貯蓄率は今後どう変化していくものと考えておるのか、この点はどうでしようか。

○政府委員(水野勝君) 課税と貯蓄との関係につきましては從来から税制調査会でもたびたび検討され、議論が行われているところでございます。一応、前回の基本的答申、六十一年十月の答申でございますが、ここにおきましては、「マクロ的な貯蓄水準あるいは投資水準は、多様な要因で決定されるものであり、過去の推移に照らしてみて、利子・配当課税の方式と総体としての貯蓄等

の水準の間に、実証的に明確な相関関係を見出すことは困難であるというのが現在の定説と申しますが、税制調査会としてはこうした見方をまとめておるところでございます。

○塩出啓典君 そこで、これはある証券会社の調査でございますが、主婦の三分の一がマル優廃止を行って金融商品の比較検討をしている。また七割以上の主婦がマル優資産を移す対象としている。そういう結果が出ておるわけであります。それが、その中で、特にマル優資産を移す対象として一時払い養老保険というのが非常に高いというデータが出ております。

御存じのように、一時払い養老保険は、五年未満につきましてはいろいろ同じように二〇%課税が行われるようになつたわけであります。それが五年未満から長期のものへの移動が非常に多い。そういう点について、大蔵省が生保各社に対して販売自粛を求めておる、とういうような新聞の報道があるわけですが、この事実があるのかどうか。また、その理由は何のためにそういう指導をしたのか。また途中解約者については解約金を課すように指導をしておる、こういう報道もあるわけですが、これは事実であるのかどうか、お伺いをいたします。

○政府委員(宮本英利君) 一時払い養老保険の販売状況をちょっと御参考までに申し上げますと、六十一年度で新契約ベースで申し上げますと、大手五社で百九十五万八千件というものが六十二年度でございましたが、六十二年度は百三十三万五千件というふうに三割方六十二年度は少なくなつてきております。それは、特にこの五年以下のものについてそういう状況が著しいわけでございます。先ほど御指摘のように、一時払い養老保険、販売は自粛するというふうなことを業界で自主的に決められて、お互に申し合わされたといふことでございまして、私どもこういうことについても考えておらないということでございます。

○政府委員(宮本英利君) 自粛の内容は、この五年超十年未満の一時払い養老等は当面販売を自粛するというふうなこと、それから保険期間十年以上の一時払い養老等の五年超の解約話法等による販売は自粲するというふうなことを業界で自主的に決められて、お互いに申し合わされたといふことでもございまして、私どもこういうことについても考えておらないといふふうなことはいたしていな

いわけでございます。

○塩出啓典君 私は、先ほどもお話をありましたように非常に金利還元好というか、国民のより高い金利を求めていくという、これは一つの時代の流れであります。そうして、しかも今回のようにマル優がなくなるということになれば、さらにより高いところを求めて動くのは、これは当然じゃないかと思うんですね。そういうものにやつぱり行政指導してコントロールするというのではなく大蔵省としてはとるべきことではないと思う。今まで、例えば昨年の十月十九日、あるいは十月二十日に株が非常に暴落をした。そういうときにやつぱり大蔵省は生保とか各社の担当者を呼んで株価が余り下がらないよういろいろ行政介入をした。そういうことが報じられているわけですね。けれども、それも実は行政介入ではない、ただ呼んでいろいろ動向を聞いただけだ、いつも御存じのように、一時払い養老保険につきまして販売を自粲する、あるいはそういった長い商品について、五年を超えた時点での解約を推奨するような販売方法は慎もうではないかということを協会の方でみずから申し合わされたというふうなことでございます。

したがいまして、私ども行政がそのような指導をしたことではないわけでございまし、また最後に御指摘しておられましたように、解約違約金等を課すといったような考え方方は、現在のところ業界からも聞いておりませんし、私ども行政当局でも考えておらないということでございます。

○塩出啓典君 そうすると、報道で「販売自粲指導へ」ということは、これは間違いである。あるいは誤解を生むようなそういう何か、例えば呼んでいろいろ各社の契約実績を聞くとか、そういうことが間違つて報道されたのか、その点どうなんでしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 基本的には私は塩出委員のおっしゃいますことに共感をいたします。そこで、物の考え方をいたしまして、例えば昨年の十月十九日にニューヨークで株式の暴落があったといつたような事態は、これはやはり世界的に蔓延をするおそれもある。しかも、我が国は世界では一番大きな証券市場であるといふようなことで、世界から注目をされたといふような事実がございました。そこで、そういう場合に国際的な、あるいは国内的にもそうでございますが、そのような不安定をさらに激化させないために財政金融当局として一般的な注意を与えるということは、私は許されているのみならず、ある意味では私どもに課された務めであろう。これは權限の乱用といふような意味ではなく、国民的な、あるいは世界全体の経済秩序あるいは経済状況の安定についてする申しますよりは、むしろそのような国民的な利益を頭に置いて、いわば我々の考え方を伝える、こういうことは私は許され得るべき

であります。

ただ、今度は特定の商品のお話に先ほどはちょっとなりかかつておつたわけでござりますから、こうなりますと、これはいろいろ気をつけないといけないと存じます。お客様が金利選好等々有利な物を買おうとするのは、これはもう当たり前の事であつて、それが市場経済でござりますから、それをそのこと自身について何かを申すことはない。ただ一つ、これは時々あることのようございますけれども、そういう消費者の心理をはやすために業者が大変に何かをはやし立てる場合によりますと消費者に対する一種の誤解を与える、あるいはミスリードする、あるいはいたずらにそういう射幸心と申しますか、そういうことをそそるような行為になりますと、これは行き過ぎでござりますから、そこは注意をすることはあるかと存じますが、ごく自然に特定の商品に需要の動向が向くときに、それをどうこうといふことは、しかるべきことではないと存じます。

○塙出啓典君 今、大蔵大臣言われましたように、例えば昨年の十月十九日、あるいは日本では二十日のような五十年、六十年に一回のそういうときに、混乱を防ぐために大蔵省としていろいろやることは、私も消費者保護あるいは経済の混乱を招かないためにそれは許されると思うんですが、それならもつとオープンにやるべきじゃないかと思うんですね。

また、昨年の十月二十七日に大蔵省は生保あるいは信託の資金運用担当者を呼んでいろいろ株価の見通しと投資態度について意見を聞いたと。けれども、じゃ大蔵省がどういう指導をしたのかと、いうことは全然明らかになつていないわけです。それで、私も大蔵省の担当官にお聞きしまつたけれども、それは要請じゃなく、ただ状況を聞いただけだと。どうも大蔵当局のその意図というものが、何かこう関係者は以心伝心でわかっているんでしょけれども、我々にはわからない。そんなんでしょうか、この十月二十七日の場

合、例えば大蔵省はどういう要請をしたんでしょ

うか。そういうのははつきり通達かなんかになつてゐるんですか。

○政府委員(藤田恒郎君) 証券市場を預かる立場

といたしまして、私ども証券局の方から市場関係者に對して相場の見通しとか相場の現状についてどういうふうに考へておるのかということを常日ごろ聞いておりまし、これは特に問題があつたときとかいうものに限定されおりません、一般的にそういうことでいろいろ話を聞いておりますけれども、それに基づいて私どもが、先ほど委員もおっしゃいましたように要請をするとかいうようなことは全くないわけでござりますし、また、市場を安定させるように私企業に對して要請をするということも、本来私どもができる立場ではないというふうに思つております。したがいまして、特に通達とかそういうものも全くないといふような状況でござります。

○塙出啓典君 今大蔵大臣は、ああいうときには大蔵省としていろいろ一般論として指導あるいは要請はあつてもいいと。私もそう思いますよ。けれども、今の証券局長のお話ではそういうことは全然やつていないと。そういう点に非常に、大蔵大臣は率直に本音を言つてゐるけれども、証券局長はなかなか建前を言つておる、こういうように聞こえるんですけれども。

○國務大臣(宮澤喜一君) 今、証券局長は大変注意深く申し上げたように思いましたが、個々の業者に對してあれこれというようなことはやはり差し控えるということを申しましたが、例えば業者でありませんで、証券業なら証券業の協会といふ見通しと投資態度について意見を聞いたと。け

れども、じゃ大蔵省がどういう指導をしたのかと、いう意味で個々の業者にと申すのではないという

ようなやり方も、これもございますと思います。

それは一般に業界全体に對して政府の考え方を伝えるといったようなことは、もしそれが非常に国

民経済上大事だと考えられますときには、いたずらに得ると存じますが、これは一人一人の業者の經濟行為についてどうこうということでは

ないと思います。

○塙出啓典君 証券局長、十月二十七日に生保、信託の担当者を呼んで状況を聞いたことは事実なんでしょう。

○政府委員(藤田恒郎君) それが十月二十七日であつたかどうかは私も正確に記憶しておりませんけれども、たしか私が記憶している限りでは定期的な会合がございまして、その会合の席上で、担当課長の方から市場の見通しその他について話を

聞いたという報告を受けたことはござります。

○塙出啓典君 実は、私もそういう証券界の内情を詳しく知つてゐるわけではありませんが、週刊東洋経済の昨年の十一月二十一日の「主張」という欄で「不可思議な行政介入」、ここに書いてい

ることは、大蔵省は10月27日に生保、信託の資金運用担当者を呼び、株価の見通しと投資態度について意見を聞いたが、市場では相場急落を懸念した大蔵省の実質的な買い要請と受け取つてゐる。また大蔵省はこれまでも米国国债の入札についても、機関投資家に対しあからさまに入札要請を行ひ、11月も入札要請をしている。

しかし、こうした、口先介入は、市場原理に基づいて行動する投資家の姿勢を歪める行政の過剰介入として看過することができない問題を含んでいる。

それで、いろいろ書いているんですけども、行政はあくまでも法的根拠に基づいての制度・ワーク組みを整備し、政策面から誘導していくのが本筋であり、直接的に買い要請、あるいは意見聴取をしながら「アウン」の呼吸でそれとな

つしやるとおりであります。

それで、昨年の十月の二十日過ぎにそういうことがあったのかないのか、私は正直存じませんし、それについて直接に申し上げるわけではない

んでございますが、あのときには確かにちょっと、私の行政をお預かりしていて、省内に対しても、みんなよく情勢を慎重に見ていて慎重に対処するようないいことは一般論としては申し

た。あれはやはり何十年に一遍という事態であつたと思いますので、そういう場合は塙出委員もこ

れはまた別のことだなと言つていただいておりま

すので、またあんなことがしょっちゅうあつては

た。あれはやはり何十年に一遍という事態であつたと思います。

それで、私はいつ直接に申し上げるわけではないと、この行政をお預かりしていく、省内に対し

て、みんなよく情勢を慎重に見ていて慎重に対処するようないいことは一般論としては申し

ます。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは、一般的にはお

とがつたのかないのか、私は正直存じませんし、それについて直接に申し上げるわけではない

んでございますが、あのときには確かにちよつ

と、私の行政をお預かりしていく、省内に対し

て、みんなよく情勢を慎重に見ていて慎重に対処

するようないいことは一般論としては申し

ます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 具体的な事例について

申し上げるのではなくて、行政というものがおの

ずからその分を守るべきであるという意味で私は

同感をいたしました。

○塙出啓典君 これは別に行政介入をしたという証拠もあるわけじゃない、そういうように業界は受け取つているということで、こういう記事を書いているわけですから。しかし、この文章には、「このような推測が生まれること自体、行政側の不徳の致すところである」と今まで、そういうことはないと言ひながら、そういううわさが流れればそれなりの効果を發揮したとする、そういう本音と建前を使い分けたような行政は、私はよくないと思いますし、今後はこのような推測が生まれることのないように、やっぱり行政側としてはその行動には十分配慮をしていく。私は疑惑を持たれること自体、非常によろしくないんじやないか、そういう点今後大いに反省をしていただきたい。その点、大蔵大臣の御決意をお聞きしておきます。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは、一般的にはおとがつたのかないのか、私は正直存じませんし、それについて直接に申し上げるわけではない

んでございますが、あのときには確かにちよつと、私の行政をお預かりしていく、省内に対し

て、みんなよく情勢を慎重に見ていて慎重に対処するようないいことは一般論としては申し

ます。

○塙出啓典君 ああいうときにも、私はいろいろ法律を調べればやっぱり大蔵省としてちゃんと法に基づいて手の打てる、そういう箇所はあると思うんでけれども、そういう法律に基づいてひとつやつていただきたいと思います。

それから最近、郵貯の急願であった自主運用というのが二兆円でございますか、昨年ですね、認

められた。これは郵貯非課税廃止の見返りとして自主運用ができたわけですが、これが将来十五兆円までふえる。あるいは厚生年金、国民年金の積立金管理運用についても、徐々にあります。これが将来の方向として、こういう自主運用ということで、資金運用部に預託する金利よりもより高い利潤を求めていくよういう要求があるのは当然じゃないかと思ふんですが、この自主運用枠の拡大の方向についてはどのようにお考えでしようか。

○政府委員(足立和基君) 御案内のように六十二年度からいわゆる自主運用ということで、郵政省

あるいは厚生省の預託者側の長年の要求でございました制度といふものが、私たちの統合運用の原

則という學のもと、これを維持しつつ、実質的に

は預託者側の要求を取り入れるという形で、金融

自由化対策資金あるいは年金につきましては年金

財源事業強化資金といふものがそれぞれ発足した

ことは先生おっしゃるとおりでございまして、郵便貯金につきましては昨年六十二年度は二兆円、

六十三年度、今御審議いただいておりますのは二兆五千億円ということで、これから毎年毎年の折衝ということ、いわば一括決めるというような形で昨年、五年間につきまして毎年資金事情が許せば五千億ずつふやしていくということにいたしましたわけでございます。

年金につきましては、そのような長期の見通しというものを持っています。昨年、六十二年度が一兆円でございまして、六十三年度は一兆二千七百億円といふことがあります。が、これは財投の原資である郵便貯金と年金資金、こういったもののバランスを考え、郵便貯

金の方がやはり増加していくわけですが、それで、年金についても同様なベースでやはりふやしていかなければならぬのではないかと考えております。

〔理事権原清君退席、委員長着席〕

さらにその後の動きにつきましては、そのときの

いろいろ財投の需要あるいは原資の事情、あるい

はそのときの金融情勢等を総合勘案しながら、ま

た考へてまいりたいと思つております。

○壇出啓典君 それから、これは財投とは直接関

係はありませんけれども、いわゆる企業年金の自

主運用の問題につきましても大蔵省と厚生省との

間に一応の決着がついて、来年度に向けて法案を

提出する、こういうように報告を聞いておるわけ

であります。まことに時間もございませんか

から、要は私が申し上げたいことは、こういう自家

運用の枠の拡大要求があるということは、やっぱ

りより高い金利を求めるという、そういうところ

からきてるんじやないかと思うんですね。ある

いは企業年金が今までの信託銀行等の年金信託だ

けではなしにもつと自主運用させろというのも、

もつとより高い利息を求めているという、そい

う方は私は当然の方向として、いろいろブレー

キはかけなくちゃいけないでしようけれども、い

つまでも抑えるわけにはいかない。

そういうふうでございまして、現実に即し

た行政をやつしていくことによってどうもならざる

ことができておらず、そこでございまして、そ

うことは、なかなか難しくなってくんじやない

か。こういう点についてはどのようにお考えでし

ょうか。

○国務大臣(官澤喜一君) もう、それは本当にわ

つやるとおりでござります。その問題にいつも

長年悩んでおりまして、殊に最近のように金

利が非常に下がってまいりますと、なかなかいろ

んな問題が出てまいります。ただ、もう御承知の

よう、資金運用部といふものが長年大きな役割

を国民経済の上で果たしてきたということは、こ

れは広く認めていただいておりますし、今後もそ

ういうニーズというものはやはり多い。その場合

に、殊に資金の中で国家的な信用を背景に集めら

れた資金などについては殊にそうだと思ひます

が、それをなるべく國民經濟に即した方法で一元

的に運用したいと、そうすべきものだという主張

には理由がないことはない、かなりの理由が

あります。

ただしかし、その場合に、おっしゃいますよ

うに預託金利だということになりますと、この国民

的ニーズにはなるべく安い金利で貸したいとい

うことは当然でござりますので、その間で資金運

用部に逆ざやが生ずるということもまた困る。お

っしゃるような問題がまさにあるわけでございま

す。また、運用する方では安全有利と申します

が、まあ有利ということとはこれはなかなか大事な

ことでござりますから、殊にまた年金のよう

に運用するといふことで全体の計算が

でき上げつているところもござりますので、そ

れどちかの言い分が一方的に正しくて、片方の

運営し、行政をやっていくということにならざる

を得ないのであらうと考えております。

○壇出啓典君 いわゆる政府系金融機関につきま

しては、このところ金融緩和の影響で民間の金

融機関との金利差が、余り有利性がなくなってきた

ている。そういう意味で政府系金融機関離れば

じておるわけですが、今後このマル優

止、そしてだんだん、よりハイリスク、ハイリ

ターンを求めるという中で、こういう政府系金融

機関のあり方について、これはやはり再検討すべ

きではないか。

昭和六十年でしたか、かなり融資残が、大幅な

残額を残した、そういうこともあつたわけであり

ますが、一般開銀等は法律改正をして融資対象を

もつと広げていくよう、そういう改正もしたよ

うに思いますが、この際もつと本質的に、こうい

う機関が必要なのかどうか。あるいは、ある意味

では民営化も含めてやっぱり常に検討すべきでは

ないか、このように思うわけありますが、そ

ういう点大蔵省のお考えを承っておきます。

○国務大臣(官澤喜一君) 多くの政府関係金融機

関が四十年に近い歴史を持つようになりました。

つまり我が國が戦後立ち上がりするために、いろ

んな意味で、開銀のようなものもございますし、いろ

んには庶民の金融機関もございますし、いろ

なことで民間ができる仕事をずっとやつてまい

りました。四十年に近い歴史を持つようになつた

わけでございますから、その間に日本経済の持つ

べきです。また、運用する方では安全有利と申します

が、まあ有利ということとはこれはなかなか大事な

ことでござりますから、殊にまた年金のよう

に運用するといふことで全体の計算が

でき上げつているところもござりますので、そ

れどちかの言い分が一方的に正しくて、片方の

運営し、行政をやっていくということにならざる

を得ない。

どちかの言い分が一方的に悪いというわけにはまいりません。そこそこはお互いに歩み寄って制度を

運営し、行政をやっていくということにならざる

部分が非常に多くなつてきていることは私はお

っしゃるとおりだと思います。

ただ、そこで考えておかなければなりませんの

は、こんなに安い金利がそう将来長く続くかどうか

かということだと思います。そういうことまで考

えますと、これは民間がやつてくれるからもう要

らないよというふうに簡単に考えてしまつうわけにはいきません。今民間の方では、どうも政府機関

がいわば自分たちの分野を邪魔していると申します

か。こういう点についてはどのようにお考えでし

ょうか。

○国務大臣(官澤喜一君) もう、それは本当にわ

つやるとおりでござります。その問題にいつも

長年悩んでおりまして、殊に最近のように金

利が非常に下がってまいりますと、なかなかいろ

んな問題が出てまいります。ただ、もう御承知の

よう、資金運用部といふものが長年大きな役割

それともう一点は、これは資源エネルギー厅にお尋ねをいたしますが、やはりガソリンスタンドが非常に経営がよくない、過当競争である、全く合理化がなかなか進んでいないという、こういう点につきましては、やはりもとと國の規制を自由にすべきだという意見が前々からあつたわけあります。昨年六月十七日の石油産業基本問題検討委員会の報告でも、そういう國の関与を思い切つてなくしていけという提言をしておるわけでありますが、國の関与を少なくするという、こういう点はどのように政策を進めておられるのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(内藤正久君) 今、先生お尋ねの石油

他方、二点目に先生の御指摘のガソリンスタン  
ドが非常な過当競争にある、したがって本当にそ  
れが消費者に転嫁できるような能力があるのかど  
うかという点につきましては、我々もその転嫁が  
可能になるような環境条件をぜひ整備していきた  
いと思っております。

具体的には、現在の転嫁が困謹な状況といいま  
すのは、元売段階におきまして事後調整でござい  
ますとか、あるいは不当な価格の差別仕切りをや  
つておるといふふうな実態、あるいは販売業者が  
拡販志向の中で不当廉売をやるといふふうな不合

理な取引慣行があるということが第一だと思っておりますので、その取引慣行の排除のために公正取引委員会と一緒になりまして、そういうルールの徹底及び不当廉売等につきましては独禁法の「不公正な取引方法」の適切な適用ということで共同でやつていこうということで進めております。

それで、今後の方向といたしまして規制を緩和してはいかがかという点につきましては、先生御指摘の方向で我々も考えております。御指摘のごとく、昨年六月の今後の石油政策の基本を定めました審議会答申では、過去五十年にわたりました石油産業に対する政府の規制を段階的に緩和していくこと、平當時には民間の創意と工夫を最大限に發揮をしていただきたい。緊急時には当然政府が前面に出て、必要があらば配給に至るまでの対応を政府の責任において果たすというふうな役割分担のもとに、今後五年間、順次規制を撤廃していくか大いと考えております。

それから、具体的に先生御指摘のガソリンスタンドに関連いたしましては、六十四年度中に、現在行っておりますスクラップ・アンド・ビルト原則、一つのガソリンスタンドをつくる場合には一つの同じグループ内における一つのものをスクラップしなければならないという総量規制をいたしておりますが、そういう規制及び、転籍ルールと申しておりますけれども、同じ系列の中での、他の系列から引き取りをやった場合には、自分の系列でもう一つづきなきなければならないというふうな、いずれにいたしましても総量規制を具体的にやつておりますけれども、それを撤廃するという方針が固められておりまして、それをぜひ答申のとおり実行をしてまいりたい。

ただ、先生御承知のとおり、いずれも中小企業が中心でござりますし、経営状態が非常に悪いということでも事実でございますので、その周辺、近代化促進法等に基づきまして構造改善につきましては十分な、可能な限りのお手伝いをしていきたいということを考えております。

それで、今後の方針といだしまして規制を緩和してはいかがかという点につきましては、先生御指摘の方向で我々も考えております。御指摘のごとをいたしました。昨年六月の今後の石油政策の基本を定めました審議会答申では、過去五十年にわたりました石油事業に対する政府の規制を段階的に緩和していくことと、平常時には民間の創意と工夫を最大限に發揮をしていただく。緊急時には当然政府が前面に出て、必要があらば配給に至るまでの対応を政府の責任において果たすというふうな役割分担のもとに、今後五年間、順次規制を撤廃していきたいと考えております。

○塙出啓典君 終わります。

○多田省吾君 法案に対する質問をいたしましたが、まず住宅税制について、主要な改正点を簡明にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(水野勝君) 住宅取得促進税制につきましては、基本的な構造は從来のものを踏襲いたしてございますが、今回の改正点、主なポイントを申し上げますと、一定の増改築のための借入金を適用対象といいたしたいということ。それから控除額につきましては二千万円の限度額の中におきまして、公的ローンにつきましてはそれを二分の一にカウントいたしておりますが、この二分の一カウントということを外したということ。次に床面積要件につきましては、床面積要件が一千いましたものを撤廃したということ。次は、適用される所得者の方につきまして、所得要件が一千万円以下でございましたが、これを三千万円以下にいたしたいということ。これらの点につきまして御提案を申し上げてございます。

○多田省吾君 今のお答えのとおり、適用対象となる住宅の床面積の上限が、今までの上限二百平米から一挙に上限そのものが取り外されるという改正になつております。それから所得要件も一千万円から一挙に三倍の三千万円以下にするということでござりますけれども、これはどう考えてもう資産のある方々にとめどもない税制の優遇を行おうという姿以外の何物でもない、このように思つわけでございます。やはり、私は税制について、特に住宅税制に関しましては資産の多い人よりも少ない人の負担を軽くするという方向でなければならぬ、このように思いますけれども、いかがでございますか。

○政府委員(水野勝君) 従来、住宅取得促進税制も租税特別措置ということで極力政策的な点を考えますとともに、その所得者に対する影響といふものも配慮してまいったところでございますが、最近におきましては、特に昨年以来でございますけれども、住宅の取得促進、これは内需拡大に非常に寄与するところが大きいということから、や

や内需拡大的な観点からとにかく住宅をお建ていただきたいという方向に重点が置かれてきているところでございます。



贈贈あるいは相続を受けた方は、本人が三十年住んでいれば、とにかく買いかえ制度の特例が引き続いて認められる。こういうことはどうしても不公平ではないかと言わざるを得ませんが、もう一度その理由を説明してください。

○政府委員(水野勝君) 御指摘のように、居住用財産の買いかえ特例につきましては、原則として廃止を御提案申し上げておきますところでもあります。これは最近の都心地域におきますところの地価高騰、これを周辺地域に伝播させているという御指摘が数多くございまして、臨時行政改革推進協議会の昨年の答申でもこうした点を指摘されておられるところでございます。

原則としては廃止をお願いいたしたい。しかし、二世代以上にわたっていわば代々そこに住んでおられた、そういう方が移られるということはよくよく特殊な事情等がある場合ではなかろうか、そういう場合に限っては例外的に存続をいたすといふこといかがかということで御提案を申し上げておられるところでございます。

○多田省吾君 その事情なるものは、何も相続を受けられた方だけではなく、御自分の力で管々として貯金なさつたり、あるいは苦労なさつて自宅をつくられたという方も同じようにいろんな事情もあるわけでございまして、どうしてもこれは納得がいきません。

三十年間住んでいれば特例を認められるというわけでございますが、それにもいろいろな場合があると思うんです。例えば、どの時点で相続を受けたのか、三十年間住んでいるうちの初めでもいいのか、あるいは最後の方でもいいのか。それからもう一つは、途中増改築なんかした場合は建てかえなんかした場合はどういうことになるのか。これからこれは政令で細かくやるんだといふお話をございますけれども、今のお答えもひとつお述べになつてください。

○政府委員(水野勝君) 問題は、三十年以上住んでおられたということと、それから十年以上これ

を所有しておられたという二点あるわけでござりますが、この十年以上所有ということは、従来からございます土地住宅税制におきますところの十年といふもののカウント、この考え方は従来からのものと同じでございます。したがいまして、この十年というときには、建てかえがござりますと、その家屋の所有期間というものはそこで切れるとの関連におきましては今回の改正に関係なく、従来からそうでございますが、十年以内に建てかえがござりますと、それは所有期間十年というところにひつかかって適用がないわけでござります。

今回新しいのは三十年以上居住ということでございますが、これは御自分が相続をされて所有しておられる期間が十年でございましたら、それ以前ずっと三十年住んでおられるその間に、十年以上前に建てかえが行われても、その居住期間としてはそこは通算ではないか、そこは広く考えていかがかと、基本的にはそのようとの法律、制度の趣旨から考えておるところでございま

す。先ほど申し上げました税額の算定が簡明で、しかしながら譲渡所得の課税的適用になっておりますと、切り売りが少なく、売りやすくなり、供給の促進になるということから、優良住宅地の供給につきましては二〇%と二十五%、四千万までは二〇%、それを超える部分につきましては二五%といふ二段階比例税率を採用いたしておったところでございますが、さらに優良住宅地の供給、公共用

地の取得の促進、そして軽減額から、これは四千五百円を境に区別するのではなくて、一律二〇%の税率で課税することが適当ではないかということでおかゆる土地税制につきましては、政府税調の御提案を申し上げているところでございます。

○多田省吾君 四千万円超の部分だけを今回二五%を二〇%に改正されたわけでございますが、率で課税することが適当ではないかということでおかゆる土地税制につきましては、政府税調の御提案を申し上げますと、一万六千三百三十二件について調査を行つた結果、申告漏れがありました

「六十三年度の税制改正に関する答申」でも、「税負担の公平の観点に留意」するという言葉がござります。しかし、この部分だけを見ますと、譲渡の大きさの大きい部分だけを軽減するということになりまして不公平が増大したんじゃないいか、このようにも考えられますが、何かそれ以上の大きな目的、先ほどいろいろ説明されました、あるようには思えませんが、いかがですか。

○政府委員(水野勝君) こうした土地税制に特有の課税の考え方は、先ほども申し上げましたように切り売りを防止して供給の促進に資するというところから、できるだけ簡明な制度にお願いをしておる。それを今回、優良住宅地の供給、公

用が入つてまいります。したがいまして、その税率は四千万円では二〇%，その上は二分の一総合課税という考え方で、ごく少数と申しますが、圧倒的多数の場合はこれは四千万円以下の譲渡に適用が入つてまいります。したがいまして、その税率は二〇%ということで極めてわかりやすい。わかりやすく、また累進しないということが、これが切り売りの防止でござりますとか売りやすくなるというふうな考え方につながつておるところでございます。しかし、土地という資産の所得につきましての御負担をお願いすることとしたしましる。

しかし、これが優良住宅地の場合には、これも先ほど申し上げました税額の算定が簡明で、しかしながら譲渡所得の課税的適用になっておりますと、それがいわば分離課税的に適用になっておりますと、切り売りが少なく、売りやすくなり、供給の促進になるということから、優良住宅地の供給につきましては二〇%と二十五%、四千万までは二〇%、それを超える部分につきましては二五%といふ二段階比例税率を採用いたしておったところでございますが、さらに優良住宅地の供給、公共用

地の取得の促進、そして軽減額から、これは四千五百円を境に区別するのではなくて、一律二〇%の税率で課税することが適当ではないかということでおかゆる土地税制につきましては、政府税調の御提案を申し上げますと、一万六千三百三十二件について調査を行つた結果、申告漏れがありました

○政府委員(日向隆君) 調査が明らかにされましたが、これにより私どもが収集した課税上有効な資料情報をもとに、六十一年分の譲渡所得について申告した者約七十六万人を中心とし、申告額が過小と認められる者や、申告義務があると認められるにもかかわらず申告書の提出がない者四万七千六百五十二件について、昭和六十二年中に調査を行つた結果について申告上げますと、そのうちで三万四千九百五十九件の申告漏れがございました。これらの申告漏れ所得額は合計で五千三百十二億円でございまして、これを調査一件当たりで見ますと千百十五万円といふことになります。

このうち、譲渡所得の課税の特例に関する調査実績で申し上げますと、一万六千三百三十二件について調査をしました結果、申告漏れがありました者は一万三千五百十二件でございまして、その課税の特例をいわば悪用して申告漏れをしました所で申告上げますと、一万六千三百三十二件について調査をしました結果、申告漏れがありました

○多田省吾君 得金額は二千四百三十八億円でございまして、調査一件当たり千五百十一万円ということになつております。

その調査の結果、判明いたしました主な不正事例といつたしまして、今申し上げました居住用財産を譲渡した場合の課税の特例の不正利用、事業用資産の買いかえの課税の特例の不正利用などのほか、譲渡価額の圧縮とか、あるいは取得価額の過大な計上といつたものが往々にして見られております。

○多田省吾君 続いてお尋ねしますが、そういう特例の悪用が調査報告をされているわけでござりますけれども、今回は居住用資産の買いかえ特例のみが原則廃止ということになつたわけですが、その程度の改正でこういった悪用が防げますか。

○政府委員(日向隆君) 私ども執行の立場でいろいろな脱税の手口等を見ておりますと、やはり譲渡

所得については一度に思われる利益なり所得が出るということでおざいますので、どうもその観点から見ますと、制度の改正がこういう形であつたらといって、直ちに譲渡所得に関する脱税といふ感じは率直に言つていただしません。

○多田省吾君 私は、やはり土地税制に関しましても根本的な改正が必要ではないか、このように思つておきたいと思います。

我が国の納税に対する国民の意識というものは、取られるという表現が常に使用されているようには、納税の義務だとかあるいは納めるというような意識は薄いように感じられます。これは我が国の現在の税制がやはり不公平感が非常に強い。諸種の世論調査などにおきまして、今後の税制は不公平であるとお答えになった方が八〇%前後もいらっしゃるわけでございまして、それに加えてまた重税感もかなりござります。このように納税環境というものがやはり非常によくない方向に動いているわけでございますが、財政当局、税務当局といたしましては、このような姿をどのように認識され、どう対応で国民の理解を得ようとなさっておられますか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(日向隆君) 申告納税制度のもとにおいて漏れなく正しい申告を確保するといつて考えますときには、何といましても納税道義の高揚という点が第一番に重要ではないかと思ひます。したがいまして、私どもはこの点について、いわゆる学校教育における租税教育の正しい扱い方ということについてかねてから文部省当局に対しても要望しておるところでございまして、つい最近におきましても国税庁長官から文部省事務次官に対して、この点の充実方についてできるだけのお願いをしたところでございます。この点は

さらに一層努力してまいりたい、かように考えております。

もう一つの点は、やはり簿記とかあるいはまた税法の周知徹底ということでございまして、申告すべき人が正しく税法に従つて申告できるよう、いわゆる御指摘のございました納税環境の整備について私ども相努めなきやならぬ、こう思つております。それには、第一には青色申告者の育成という問題でござりますけれども、第二番目に私は私どもだけでなく関係地方税当局とか、ないしは関係民間団体とやっぱり協力いたしまして、納税者の方の記帳等納税環境の整備の一層の努力をしてまいりたい、かように考えております。

しかしながら、そうは言いましても車の両輪のように、最後に大事なのは、不適正に申告した人がそのまま放置されるということでは正直に申告した人がばかを見るわけでありまして、この不適正な申告をした人について、その申告を正すために税務調査につきまして質、量ともに一層充実した調査をしていかなきゃいかぬ、かように考えておるところでございます。

○政府委員(水野勝君) 御指摘のございましたように、所得税と申しますのは、特にその中の申告納税制度、これは最後はそれぞれの納税者の方の良識と申しますか、良心にまつところが大きいわけでござります。したがいまして、そうしたものを見ても極力そういうものが担保されるように、最近におきましても種々工夫を重ねてきております。

昭和五十九年度の改正におきましては、白色申告者の場合につきましても記帳義務制度といったものを御提案し、導入させていただきました。また、昨年の改正では、サラリーマンが事業所得者と比べて自分で税額を計算し、申告し、納税をするというところが開かれていません。それが制度的に不公平だと思われている大きな点であるとおもわれているところでございますので、非常に狭い範囲ではございますが特定支出控除といった

ものを御提案し、一応その道は聞いたところでございます。それからまた、事業所得者の場合におきまして他の所得者が世帯の中で所得を分割できるというような制度的な便法が開かれてきております。

一方、現在はやはり重税感の裏返しといつたままで、脱税も非常に巧妙になり、また大規模な悪質な脱税が後を絶ちませんけれども、国税庁とさまざましてはどのよな態度で臨んでおりますが、これは相変わらず横ばいでございまして、恒常的な要員不足という姿がございます。

また一方、定員をふやしていただければ実調査なんかも非常に高まつていくのではないかということもありますし、また最近、経済の発展に伴う納税人口が急増しておりますし、取引規模も大型化、広域化している。取引内容も複雑多様化している。また情報の国際化等によって事務量が急増している。いろいろなお話をお聞きいたしますと、私は政府は特段の努力をもつて待遇の改善あるいは定員の一層の確保充実に当たるべきではないかと、このように考えますけれども、御見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(日向隆君) 私ども、今委員からなるうに、すべての人が一律に税のいろんな問題、いろんなやつぱり措置について知る必要がある、ことでござりますので、これにつきましては、やっぱり私どもそれなりに十分考えていかなきゃいかぬ。つまり、十分考えていかなきやならぬといふことは、特定の人が制度を知っているために結果的に税負担の面で得をするということがないよ

者の方々に説明するということにして、特に中途半端なことがないように努力してまいりたいと思つております。

他方、悪質な脱税につきましては、現在二百三十件前後の年間検査を行つておりますが、検査の適切な運用を初め、国税調査の面におきまして有効的、効率的な税務調査の運用をしてまいりました。そこで、我が国の税務行政、特に税務の執行環境を考えますと、そこに從事する国税職員の方々の苦労というものが大変大きいといふことがわかるのです。この前も国税会議の労組の方々からいろいろ御意見をお聞きいたしました。昭和二十七年当時五万二千三十二名であった国税職員の定員が、昭和六十三年度予算検定で五万三千五百九名となつたと聞いておりますが、これは相変わらず横ばいでございまして、恒常的な要員不足といふ姿がございます。

また一方、定員をふやしていただければ実調査なんかも非常に高まつていくのではないかということもありますし、また最近、経済の発展に伴う納税人口が急増しておりますし、取引規模も大型化、広域化している。取引内容も複雑多様化している。また情報の国際化等によって事務量が急増している。いろいろなお話をお聞きいたしますと、私は政府は特段の努力をもつて待遇の改善あるいは定員の一層の確保充実に当たるべきではないかと、このように考えますけれども、御見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(日向隆君) 私ども、今委員からなる御指摘をいたしましたような事柄によりまして、定員の増加ないしは職員の待遇の改善にはいかと、このように考えますけれども、御見解をお伺いしたいと思います。

率三・八%、法人等についての実調率九・三%は決して望ましい水準とは思っておりません。したがいまして、できるだけ内部事務の合理化には努力をいたしますものの、なお必要とされる経費については関係方面的理解を得ながらその充実に努めてまいりたい、かように考えております。

また、処遇の改善につきましては、やはり処遇の改善の柱は二つあります。一つは税務職俸給表の行政職俸給表(一)に対する水準差の維持の問題であろうかと思います。現在二万三千五百円という水準になつておりますが、これについてもできるだけの努力をしてまいりたいと思いますとともに、さらに級別定数の維持拡大につきましても、

関係方面と折衝いたしましてできるだけの努力をしてまいりたいと考えております。

○多田省吾君 宮澤大蔵大臣は今いらっしゃらないので、ちょっとしゃらなままでお待ちします。

大蔵大臣にお尋ねしたいんですが、今国税庁からお答えいただいたんですが、国税職員の方々の待遇改善あるいは定員の増加等につきまして、毎年、本委員会におきましても附帯決議でお願いしているところでございますけれども、現在実調率は個人で三・八%、法人でも九・三%と非常に低い姿にございます。また今、ペテランの方々が大変頑張ってくださっていますから何とかやっておられるものと思いますが、大臣いかがでござりますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 失礼いたしました。税務職員の勤務状況につきましていつも御心配いたしておりますので感謝いたしております。

私が大蔵省をやめましたのがちょうど三十五年前でございますけれども、当時税務職員がやつぱり大体五万人ということでございましたので、今日と同じでございます。

その間、それはいろいろ効率化、機械化等々も

いたしましたけれども、何分にもあの当時の日本と今の日本とこれだけ違つておりますので、したがいまして、勢いどうしても手が回らずに、実調率は個人で三・四%、法人で一〇%内外と、こうついては関係方面的理解を得ながらその充実に努めてまいりたい、かように考えております。

また、処遇の改善につきましては、やはり処遇の改善の柱は二つあります。一つは税務職俸給表の行政職俸給表(一)に対する水準差の維持の問題であろうかと思います。現在二万三千五百円といふ水準になつておりますが、これについてもできるだけの努力をしてまいりたいと思いますとともに、さらに級別定数の維持拡大につきましても、

関係方面と折衝いたしましてできるだけの努力をしてまいりたいと考えております。

○多田省吾君 宮澤大蔵大臣は今いらっしゃらないので、ちょっとしゃらなままでお待ちします。

大蔵大臣にお尋ねしたいんですが、今国税庁からお答えいただいたんですが、国税職員の方々の待遇改善あるいは定員の増加等につきまして、毎年、本委員会におきましても附帯決議でお願いしているところでございますけれども、現在実調率は個人で三・八%、法人でも九・三%と非常に低い姿にございます。また今、ペテランの方々が大変頑張ってくださっていますから何とかやっておられるものと思いますが、大臣いかがでござりますか。

○多田省吾君 失礼いたしました。

大蔵大臣にお尋ねしたいんですが、今国税庁からお答えいただいたんですが、国税職員の方々の待遇改善あるいは定員の増加等につきまして、毎年、本委員会におきましても附帯決議でお願いしているところでございますけれども、現在実調率は個人で三・八%、法人でも九・三%と非常に低い姿にございます。また今、ペテランの方々が大変頑張ってくださっていますから何とかやっておられるものと思いますが、大臣いかがでござりますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 失礼いたしました。

税務職員の勤務状況につきましていつも御心配いたしておりますので感謝いたしております。

私が大蔵省をやめましたのがちょうど三十五年前でございますけれども、当時税務職員がやつぱり大体五万人ということでございましたので、今日と同じでございます。

その間、それはいろいろ効率化、機械化等々も

いたしましたけれども、何分にもあの当時の日本と今の日本とこれだけ違つておりますので、したがいまして、勢いどうしても手が回らずに、実調率は個人で三・四%、法人で一〇%内外と、こうついては関係方面的理解を得ながらその充実に努めてまいりたい、かように考えております。

また、処遇の改善につきましては、やはり処遇の改善の柱は二つあります。一つは税務職俸給表の行政職俸給表(一)に対する水準差の維持の問題であろうかと思います。現在二万三千五百円といふ水準になつておりますが、これについてもできるだけの努力をしてまいりたいと思いますとともに、さらに級別定数の維持拡大につきましても、

関係方面と折衝いたしましてできるだけの努力をしてまいりたいと考えております。

○多田省吾君 次に、私は揮発油税の道路整備特会へのバイパス問題で二、三お尋ねしておきたい

と思います。

昭和六十年度予算編成におきまして、揮発油税収の十五分の一をバイパスを設けて、一般会計を経ないで道路整備特別会計に直接組み入れる措置というものがとられたわけでござります。政府は、道路整備がおくれているために、地方道路整備臨時交付金を特会から出すために、安定した金額を特会に充当するための方法だと言われてきましたけれども、実際は歳出の一一律削減のため、公共事業の一般会計に占める割合を低く見せるためのバイパスであったことは十分に想像できるのでござります。

今回、この十五分の一を四分の一にまで高めようとしております。これはNTT株壳却費で充てられている公共事業費が一般会計の中へ膨らむのを抑制するため大幅なバイパスが必要となつたものとしか思えません。十五分の一をなぜ四分の一になされたのか、その理由と、その辺の事情を御説明いただきたいと思います。

○政府委員(高橋次郎君) この直入と申しますのは、揮発油税収の四分の一を直入しようというこ

とでございます。実は揮発油税収につきましては、道路整備緊急措置法の規定でその全額がいわゆる道路特定財源といふことで特定をされております。この直入の措置はそのうちで緊急

に考慮しておるわけでございます。

○多田省吾君 最後に、国有地処分問題で御質問をいたします。

臨時行政改革推進審議会が六月に提出いたしました土地対策答申の試案の内容が報せられているわざでございます。まだ答申ではありませんけれども、この計画におきまして、定住促進のための生活関連道路整備と

いうことを最も重要な課題の一つとして充実をしようとしておりますけれども、この計画におきま

す。国有地処分については、現在の地価の高値安

定状態下でどのような方針で進められようとしているのか。下手をしますと、また土地暴騰の引き

止めでございます。

○多田省吾君 次に、このバイパスを使っての直

入割合をふやすことを従来の当局の御説明で解釈

いたしました。地方道路整備臨時交付金の増額が

経ないで道路整備特別会計に直接組み入れる措置

といつもののがとられたわけでござります。政府

は、道路整備がおくれているために、地方道路整

備臨時交付金を特会から出すために、安定した金

額を特会に充当するための方法だと言われてきま

したけれども、実際は歳出の一一律削減のため、公

共事業の一般会計に占める割合を低く見せるため

のバイパスであったことは十分に想像できるのでござります。

今回、この十五分の一を四分の一にまで高めよ

うとしております。これはNTT株壳却費で充

てられている公共事業費が一般会計の中へ膨らむ

のを抑制するため大幅なバイパスが必要となつ

たものとしか思えません。十五分の一をなぜ四分

の一になされたのか、その理由と、その辺の事情

を御説明いただきたいと思います。

○政府委員(高橋次郎君) お答え申し上げます。

道路特会に直入されます揮発油税を財源とする

御質問の事業は、いわゆる交付金事業でございま

して、緊急地方道路整備事業といふように称して

おります。これは地方の自主性を尊重しつつ、地

方の生活圏に密着した道路を優先的に整備する

ために、一定割合を一般会計を経由せずに特会に

直入するというのは意義のある制度だといふぐあ

いに考えておるわけでございます。

○多田省吾君 最後に、国有地処分問題で御質問

をいたします。

臨時行政改革推進審議会が六月に提出いたしま

す土地対策答申の試案の内容が報せられているわ

ざでございます。まだ答申ではありませんけれども、

この計画において見積もりましたとこ

ども、この審議の方向はこういう方向だと思いま

す。国有地処分については、現在の地価の高値安

定状態下でどのような方針で進められようとして

いるのか。下手をしますと、また土地暴騰の引き

止めでございます。

○多田省吾君 次に、このバイパスを使っての直

入割合をふやすことを従来の当局の御説明で解釈

いたしました。地方道路整備臨時交付金の増額が

経ないで道路整備特別会計に直接組み入れる措置

といつもののがとられたわけでござります。政府

は、道路整備がおくれているために、地方道路整

備臨時交付金を特会から出すために、安定した金

額を特会に充当するための方法だと言われてきま

したけれども、実際は歳出の一一律削減のため、公

共事業の一般会計に占める割合を低く見せるため

のバイパスであったことは十分に想像できるのでござります。

今回、この十五分の一を四分の一にまで高めよ

うとしております。これはNTT株壳却費で充

てられている公共事業費が一般会計の中へ膨らむ

のを抑制するため大幅なバイパスが必要となつ

たものとしか思えません。十五分の一をなぜ四分

の一になされたのか、その理由と、その辺の事情

を御説明いただきたいと思います。

○政府委員(高橋次郎君) お答え申し上げます。

道路特会に直入されます揮発油税を財源とする

御質問の事業は、いわゆる交付金事業でございま

して、緊急地方道路整備事業といふように称して

おります。これは地方の自主性を尊重しつつ、地

方の生活圏に密着した道路を優先的に整備する

ために、一定割合を一般会計を経由せずに特会に

直入するというのは意義のある制度だといふぐあ

いに考えておるわけでございます。

○多田省吾君 最後に、国有地処分問題で御質問

をいたします。

臨時行政改革推進審議会が六月に提出いたしま

す土地対策答申の試案の内容が報せられているわ

ざでございます。まだ答申ではありませんけれども、

この計画において見積もりましたとこ

ども、この審議の方向はこういう方向だと思いま

す。国有地処分については、現在の地価の高値安

定状態下でどのような方針で進められようとして

いるのか。下手をしますと、また土地暴騰の引き

止めでございます。

○多田省吾君 次に、このバイパスを使っての直

入割合をふやすことを従来の当局の御説明で解釈

いたしました。地方道路整備臨時交付金の増額が

経ないで道路整備特別会計に直接組み入れる措置

といつもののがとられたわけでござります。政府

は、道路整備がおくれているために、地方道路整

備臨時交付金を特会から出すために、安定した金

額を特会に充当するための方法だと言われてきま

したけれども、実際は歳出の一一律削減のため、公

共事業の一般会計に占める割合を低く見せるため

のバイパスであったことは十分に想像できるのでござります。

今回、この十五分の一を四分の一にまで高めよ

うとしております。これはNTT株壳却費で充

てられている公共事業費が一般会計の中へ膨らむ

のを抑制するため大幅なバイパスが必要となつ

たものとしか思えません。十五分の一をなぜ四分

の一になされたのか、その理由と、その辺の事情

を御説明いただきたいと思います。

○政府委員(高橋次郎君) お答え申し上げます。

道路特会に直入されます揮発油税を財源とする

御質問の事業は、いわゆる交付金事業でございま

して、緊急地方道路整備事業といふように称して

おります。これは地方の自主性を尊重しつつ、地

方の生活圏に密着した道路を優先的に整備する

ために、一定割合を一般会計を経由せずに特会に

直入するというのは意義のある制度だといふぐあ

いに考えておるわけでございます。

○多田省吾君 最後に、国有地処分問題で御質問

をいたします。

臨時行政改革推進審議会が六月に提出いたしま

す土地対策答申の試案の内容が報せられているわ

ざでございます。まだ答申ではありませんけれども、

この計画において見積もりましたとこ

ども、この審議の方向はこういう方向だと思いま

す。国有地処分については、現在の地価の高値安

定状態下でどのような方針で進められようとして

いるのか。下手をしますと、また土地暴騰の引き

止めでございます。

○多田省吾君 次に、このバイパスを使っての直

入割合をふやすことを従来の当局の御説明で解釈

いたしました。地方道路整備臨時交付金の増額が

経ないで道路整備特別会計に直接組み入れる措置

といつもののがとられたわけでござります。政府

は、道路整備がおくれているために、地方道路整

備臨時交付金を特会から出すために、安定した金

額を特会に充当するための方法だと言われてきま

したけれども、実際は歳出の一一律削減のため、公

共事業の一般会計に占める割合を低く見せるため

のバイパスであったことは十分に想像できるのでござります。

今回、この十五分の一を四分の一にまで高めよ

うとしております。これはNTT株壳却費で充

てられている公共事業費が一般会計の中へ膨らむ

のを抑制するため大幅なバイパスが必要となつ

たものとしか思えません。十五分の一をなぜ四分

の一になされたのか、その理由と、その辺の事情

を御説明いただきたいと思います。

○政府委員(高橋次郎君) お答え申し上げます。

道路特会に直入されます揮発油税を財源とする

御質問の事業は、いわゆる交付金事業でございま

して、緊急地方道路整備事業といふように称して

おります。これは地方の自主性を尊重しつつ、地

方の生活圏に密着した道路を優先的に整備する

ために、一定割合を一般会計を経由せずに特会に

直入するというのは意義のある制度だといふぐあ

いに考えておるわけでございます。

○多田省吾君 最後に、国有地処分問題で御質問

をいたします。

臨時行政改革推進審議会が六月に提出いたしま

す土地対策答申の試案の内容が報せられているわ

ざでございます。まだ答申ではありませんけれども、

この計画において見積もりましたとこ

ども、この審議の方向はこういう方向だと思いま

す。国有地処分については、現在の地価の高値安

定状態下でどのような方針で進められようとして

いるのか。下手をしますと、また土地暴騰の引き

止めでございます。

○多田省吾君 次に、このバイパスを使っての直

入割合をふやすことを従来の当局の御説明で解釈

いたしました。地方道路整備臨時交付金の増額が

経ないで道路整備特別会計に直接組み入れる措置

といつもののがとられたわけでござります。政府

は、道路整備がおくれているために、地方道路整

備臨時交付金を特会から出すために、安定した金

額を特会に充当するための方法だと言われてきま

したけれども、実際は歳出の一一律削減のため、公

共事業の一般会計に占める割合を低く見せるため

のバイパスであったことは十分に想像できるのでござります。

今回、この十五分の一を四分の一にまで高めよ

うとしております。これはNTT株壳却費で充

てられている公共事業費が一般会計の中へ膨らむ

のを抑制するため大幅なバイパスが必要となつ

たものとしか思えません。十五分の一をなぜ四分

の一になされたのか、その理由と、その辺の事情

○近藤忠孝君 まず、税制改革の基本的考え方について質問をいたします。

この点については三月二十八日、福田委員が議論を展開されました。大体こちらを向いてしゃべつておっただものだから私もそちらを向いて、もとより大臣の方を向いて議論をいたしますけれども、議論はかみ合つた方がいいと思うのですよね。その点について、たまには委員長の答弁を求めるなどを申し上げておきます。

まず、高利地主の費用は労働所得者が負担す

生、専業主婦など実際働いていない人が含まれて  
いる。同時に、現に宮澤さんもそうですし、ま  
た多くの人がそうですが、六十五歳以上で  
働いている人もたくさんいるわけですね。そし  
て、その人々が所得を得、税金を納めるんですか  
ら、だから分母は生産年齢人口じゃなくて就業者  
人口だということを申し上げたんですが、なかなか  
か前回の答弁では私は納得できないんです。もう  
一度お答えいただきたいと思うんですね。

○近藤忠孝君　これから新しい、特に大型間接税を導入するかどうかの議論ですから、私はやつぱり精緻な議論をしないといけないと思うんですね。実際、結果が随分違つてきちゃうんです。結果的に申しますと、さつき言つたとおり、今六人で一人が将来は二人で一人ということになりますし、私の方で申しますと、今も将来も二人で一

○國務大臣(宮澤喜一君) 就業者数がわかるとお  
しありますが、それを分母にすべきだ  
ういうところでもない議論に発展するんですが、や  
はり分母は就業者人口で、分子は全人口、これが  
何人によって何人養うのかという計算としては最  
も正確な議論なんだろうということを私は申し上  
げておきます。

ることは大変だと、第一にこういう発言をされたわけですね。そして、これもメモしておいたんです  
が、生産年齢人口に所得税で負担しろと言つても  
それはできない。要するに高齢化社会の費用負担  
ですね。宮澤さん、この発言は正確ではないんじ  
やないかと思います。これはこの間の予算委員会で  
で議論しまして、ただ、たった三分の関連質問で  
すから十分議論ができなかつたので、もう一度こ  
の議論を展開したいと思うのですが、これ、不正  
確ですね。

齢人口としてあのとき私が申し上げましたのは十五歳から六十四歳でございますので、十五歳ぐらゐのところでござりますと、それは確かに稼得、所得を得てゐる人は多分少ないのであらうと思います。それは分母の方の問題でございます。それからまた分子の方の問題では、六十五歳以上でも所得を得てゐる人は、それはたくさんおります。たくさんといふか随分おられるので、ですから分子と分母にそれは所得のある者、ない者というふうにきちつと分けるわけにはいかない要素が少しづ

人。全然大きな数字の差がでてきますので、これを受け取る国民の方は、間違った認識を持つて間違った方を支持すると、それは大変なことになるんです。

大臣、先ほど分子の話をしました。分母としては、やっぱり実際就業者数が統計的に出ているんですから、これをお使いになるのが正しいと思うんですが、まず、そこをお聞きしておきましょう。

○國務大臣(宮澤喜一君)　いや、それは分母の就

とおっしゃったんだですが、その就業者の中には六十五歳以上の就業者もありますね、そうでございましょう。ですから、近藤委員の言われるように就業者数を分母に置いて全人口を分子に置くといふのは、私はそれは一つの何か意味のある数字が出てくると思います。

しかし、私が申しますように、若い人が年寄りをと、こういうのも一つの意味があって、ただ若い人ではないかにも乱暴でございますから、それで生産年齢人口と六十五歳以上とを分子と分母に分けて、3分の3のままでありますから、算未合いかが

○國務大臣(宮澤喜一君) いや、どうしてでござりますか。

○近藤忠孝君 要するに生産年齢人口、十五歳から六十四歳まで六十五歳以上の人を支える。そうするとだんだん、今六人に一人だけれども、そのうち三人もしくは二人に一人、だから大変だというのですが、もし、そうだと言うならそれでいいですよ。また、確かに生産年齢人口と六十五歳以上の年齢をずっと割り算をしていけば、そのとおりなんです。しかし、これは不正確ですよ。

では宮澤さん、今お年は何歳ですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 私は担がれる方になります。

○近藤忠孝君 担がれる方ですと、宮澤さんはとても総理大臣にはなれませんね。まだ何年もやっぱり稼ぐ方で、税金を納める方だと思うのですね。

と申しますのは、生産年齢人口というのは、その中に、これはこの間も申したけれども生徒、学

でございます。されども、それならば近藤委員の言われますように就業者数で分けるとなれば、分子にはもちろん就業者がおりますが、分母にも就業者がおりません。

ですから、あの統計で申し上げようとしたことは、そんなに精緻なことではありませんで、だんだん年寄ていかれる人、それを六十五歳で切りまして、そこから上といたしました。それから、これから社会に出ていかれる、あるいはまだ現に社会で働いている人を十五から六十四と便宜分けまして、どちらかといえばこの上の分子に当たる人は稼得能力が小さくなつていくはずですし、どちらかといえば下にいる人はこれから稼得能力が大きくなるわけでござりますから、そういう意味で両方を分子と分母に分けて申し上げまして、それで下の方の人、若い人でございますが、それが勤労所得税を中心に年寄りを背負っていくとそれば、なかなか大変なことだと思う。こういう意味

業者数は今のはわかりませんけれども二〇〇〇年の就業者数はわからない、二〇一〇年のもわからない。年齢ならわかりますけれども。  
○近藤忠考君 これはこの間、大臣、ちょうどこれではたしか労働省から答弁いただいたんですけど、ども、じゃ、ちょっとお眠りになつたのか……。  
出ておるんです、ちゃんとこれは労働省の答弁で、二〇〇〇年で申しますと六千三百十万人、二〇一〇年で六千四百八十万人、それ以上は推測ですけれどもね、それより下がることはないと思うんです。ですから、実際、数字はわかります。  
今度、分子の話ですと、今までの話では六十五歳以上。しかし、これは衆議院の方の議論でも、老人だけじゃなくて子供も含まれるんだから、やっぱり老人だけでは不正確だらうという話になります。まして、さらに養われるのが自分と一緒に働く人ね、自分と自分の家族もこれは含まれるわけですよ。だから、父母を正確にするためには全人口といふ話は、この間しましたよね。これもなかなかない。

○近藤忠孝君 そうしますと、何人で何人を養うかという議論の場合に、私が今提起したようなことを一つの考え方と、これはお認めになりますよね。それを全く無視しちゃって、六人で一人が、二人に一人になっちゃうから大変だと、そこばかり議論がいきますと、これは自民党的なパンフにもそう書いてあるようですけれども、それはちょっと国民を誤ったところに持っていくんじゃないのか、こう思うんですが、どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) つまり、おっしゃいますのは就業者数を分母に置いて全人口を分子に置くと。いわば働いている人が全国民をどういふふうに背負うかと、こういうことでござりますな。それは意味のないことではないと思ひます。それには高齢化社会になっていくという要素は入りませんですね、そこでございますな。恐らくだん

だんだん国民の雇用がふえていく、それは大変いいことですが、そういうことはわかりませんけれども、人口全体が高齢化になつていくということはその数式の中に入りませんですね。

私の申し上げようとしたのは、高齢化になりますと、まあごくごく常識的な意味で若い人が年寄りをやつぱり背負つていかなきゃなりません。ただ、若い人と申し上げたんでは大変に漠然としておりますから、定義を加えて分子と分母にしようとしたのでございまして、これはそれなりの意味が私はあると思うんですね。

○近藤忠孝君 それなりの意味の程度なら、それは結構だと思うんですね。

それから、高齢化社会を考えていないと申されました、同じ予算の配分の場合にも、高齢者の人口がふえていけば、それなりの配分がふえていく、それはやつぱり当然のことだと思いますし、それからこの大蔵省の計算の中には生産性の向上が全然入っていないんですよ。それで六が二になるから大変だという、そういう議論があるので、これは大変不正確だと思う。しかしながらよりは少し譲歩された答弁なので、きょうはこの辺で矛をおさめておきたいと思います。

それからもう一つは、大蔵省の計算、サラリーマンの租税負担率の試算が大き過ぎはしないか。これは二十世紀の社会保障の計算で、衆議院に資料を出されました、その関係で大蔵省も計算をされました。この数字を見ますと、四兆成長と五・五%成長の計算で、四%で見てみると、国税の弾性値が一・一で計算をしております。そして給与所得税の方は一・九で計算をするんですね。これで計算をしますと、給与所得税以外の弾性値は〇・七八という結果になつちゃうんです。なぜ、そういうなるか。

これはそんなに難しい計算じゃありませんが、例えば六十三年、国税が四十六兆円です。それに對して一・一で見てみますと、八十五年には百十九兆円、そのうち、今度給与所得税を弾性値一・九で計算しますと、現在九兆三千億円のものが八

十五年に四十六兆五千八百億ですね。それを給与所得税を差し引いた残りの、給与所得税以外で計算すると〇・七八ということになつてしまふんです。なぜこんな、給与以外の国税の弾性値が〇・七八なんというのはどうもおかしいと思つてよくありますから、定義を加えて分子と分母にしようとしたのでございまして、これはそれなりの意味が私はあると思うんですね。

○近藤忠孝君 それなりの意味の程度なら、それは結構だと思うんですね。

それから、高齢化社会を考えていないと申されました、同じ予算の配分の場合にも、高齢者の人口がふえていけば、それなりの配分がふえていく、それはやつぱり当然のことだと思いますし、それからこの大蔵省の計算の中には生産性の向上が全然入っていないんですよ。それで六が二になるから大変だという、そういう議論があるので、これは大変不正確だと思う。しかしながらよりは少し譲歩された答弁なので、きょうはこの辺で矛をおさめておきたいと思います。

それからもう一つは、大蔵省の計算、サラリーマンの租税負担率の試算が大き過ぎはしないか。これは二十世紀の社会保障の計算で、衆議院に資料を出されました、その関係で大蔵省も計算をされました。この数字を見ますと、四兆成長と五・五%成長の計算で、四%で見てみると、国税の弾性値が一・一で計算をしております。そして給与所得税の方は一・九で計算をするんですね。これで計算をしますと、給与所得税以外の弾性値は〇・七八という結果になつちゃうんです。なぜ、そういうなるか。

これはそんなに難しい計算じゃありませんが、例えば六十三年、国税が四十六兆円です。それに對して一・一で見てみますと、八十五年には百十九兆円、そのうち、今度給与所得税を弾性値一・九で計算しますと、現在九兆三千億円のものが八

〇政務委員(水野勝君) 紙与所得税の弾性値は過去十年の平均をとりますと一・九ぐらいになるわけございます。また一方、十年間をとりますと法人税は〇・九七でございますとか、間接税は〇・七でございますとか、そういう数字になりますので、決して不思議な数字ということではないものと思われるわけでござります。

また、私どもおむね毎年の税収をはじく場合におきましても、給与につきましてはこうした水準の弾性値をも使って検証をいたしたりしておりますし、また我が国の所得税の構造、特に給与所得者の場合は給与所得控除がある。給与所得控除は上方ほど率が低いという遞減的な要素がある。そうした制度から見ましても、定性的にもそうした仕組みの税制となつておるところでござりますので、そうしたものを使っておるところでござります。

○近藤忠孝君 ですから、私は一・九が根拠があればいいと思うんですが、じゃ、その根拠を教えてくれというので何度も要求したんですが、資料としては所得税の弾性値の五十年以降の推移は出ています。ところが給与所得、これを出してくれと言つたら、資料を出さぬのですよ。じゃ、どういう計算でそななるのかと聞いても、いや、そういうなりますと。資料示さずにそなりますと言われたて、こんなものは納得できないんですね。

ですから、それは局長、なぜ一・九になつたのでござりますし、給与分は一・九になつておるといつだけのことござりますので、特段それをさせていただいています。まさにそれに尽きます。それで、こんなものが納得できないんですね。

○近藤忠孝君 だったら、出してもいいわけですよ。

次に、これも先日の議論の中で、累進緩和が國

際的な傾向だという議論がありましたね。そういうう議論の中での大臣の答弁で、ヨーロッパでは社会主義政策の行き過ぎへの反省があると。ヨーロッパで社会主義政策の行き過ぎがあつて、今その反動として累進緩和などが起きているんだろう、こういう趣旨に私は受け取つたんですが、私は日本ではそういう行き過ぎなどがあつたなんて思つていいわけですね。大体、もともとそんな政策はなく、福祉もずっとおくれて出発したわけですから、行き過ぎよりも行き過ぎがなかつたんじゃないかと思つんですが、どうでしょうか。

○政府委員(水野勝君) 税収全体としても、主な各税目につきまして、それぞれ結果として税収を用いまして弾性値ははじけるわけでございます。そこで、特段、特別な事情があるわけではございません。十年の平均をとりますと一・九前後の弾性値になつておるということでございます。

○近藤忠孝君 だから、その資料をお出しただけますねと聞いているんです。

○政府委員(水野勝君) 十年の平均をとりますと一・九という、まさにそのこと自体に尽きるわけですが、そこまで抑えているのかな、頗として出さぬものだから、だからこういう質問をして時間を食つておられるんだから、同じものを出せと私言つたんですよ。ところが事務方は頑として、あなたが行きましたねと聞いているんです。

○近藤忠孝君 そう言うから、所得税はちゃんと毎年出ているんだから、同じものを出せと私言つたんですよ。ところが事務方は頑として、あなたが行きましたねと聞いているわけですね。じゃ資料をお出しただくと、委員長、これはひとつ資料を出すということで御指示いただきたいと思います。

○政府委員(水野勝君) 中期展望とかそういうたものを計算する際にも、全体の税収は十年平均の弾性値を使いまして一・一ということで計算をさせています。ところが給与所得、これを出してくれと言つたら、資料を出さぬのですよ。じゃ、どういうふうに資料化するとか、そういう話ではありますと。資料示さずにそなりますと言われたて、こんなものは納得できないんですね。

○近藤忠孝君 だったら、出していいわけですね。

そこで、なるほどとなればこれは私も矛をおさめます。



五歳以上の人、妻婦年金受給者及び身体障害者手帳の交付を受けている人など法令の規定に該当する一定の人と、こういうふうにされておりますが、この人たちが金融機関の窓口等におきまして適正にその措置を受けられるよう、私どもは昨年制度が変わりましてから各種の機会に周知徹底を図っておりますと同時に、金融機関等につきましては全国銀行協会や、また証券につきましては日本証券業協会等を通じまして、この制度を周知徹底するよう努力しておるところでございます。

○近藤忠孝君 具体的に問題が起きておりますのは公害病患者です。これも老人や障害者等の一つ

に入るんですが、実際これは具体的に当たってみますと、三義銀行と富士銀行は、これも適用にな

りしないと私想像いたしますのは、今私が申し上

げましたように、新マル優の対象になりますのは

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく障害

補償費の受給者でございまして、同様な事情にあ

ると思われますけれども、大気汚染患者のうち、

公害健康被害補償費の受給者

ではない人もいるわけでございまして、この辺、

事実関係をなおよく私どもで精査して措置をとり

たい、かように考えております。

○近藤忠孝君 そこはわざまえて質問しているつ

もりです。級外と言えますが、級外の人々もも

とありますね。しかし今問題にしたのは、ち

ゃんと補償費が支給されている人々も断られてい

る。確かに省令で級外が外れておるんですが、ど

うも大蔵省はやっぱり公害患者の実態をお知りに

ならないから外しちゃったんだと思うんですね。

しかし、具体的に補償費をもらっていないだけ

で、認定患者なんですよ。実態はそんなに差があ

るわけじゃないんです。そんな一と十ほどの違い

はないんですね。せいぜいこの段階の中の二と三

の、二・九九と三ぐらいいの、この辺で切られて

いるようなんですが、これですと何も法律を変

える必要はないんですね。あとは適用の問題な

ので、どうですか、この辺、本当に微妙なところ

はり基本的には抜本的と申しますか、基本的な土

地対策があつて、それに税制としては補完的、誘

導的な役割を果たすということが土地税制のス

ケンではないかと思うわけでござります。しか

し、そうした土地対策に補完的、誘導的な役割を

果たすとともに、税制でござりますから負担の公

令の問題でございますが、私どもその点、今委員

の方の場合は、具体的に申し上げますと公

害健康被害の補償等に関する法律に基づく障害補償費の受給者が該当するというふうに先般定められた省令になつておりますので、私どもいたしましてはこれを執行する立場から、そういう受給者の方方が窓口においてその措置を受けられないということがあつてはならないことだと思っておりまして、もし万一にもそういうことがございましたら、主税局は至急にその是正方について努力してまいりたいと思います。

ただ、お話を中で事実関係がなおひとつはつき

りしないと私想像いたしますのは、今私が申し上

げましたように、新マル優の対象になりますのは

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく障害

補償費の受給者でございまして、同様な事情にあ

ると思われますけれども、大気汚染患者のうち、

公害健康被害補償法に基づく障害補償費の受給者

ではない人もいるわけでございまして、この辺、

事実関係をなによく私どもで精査して措置をとり

たい、かように考えております。

○近藤忠孝君 同じ公害病患者だけだから、逆に

煩わしいですよね。それからマル優を適用する出

先も、同じ患者でありながらどちらなのかと、そ

んな判断をまた現場でさせなきゃいかぬ。ですか

ら、やっぱり認定されれば、認定されている

という証明を持っていけば、もうすぐに適用とい

う形でこれは処理していただきたいと思います。

それで同じような問題が、これは郵便局の現場

にも銀行と同じような状況がやっぱり発生してお

るんです。これは郵政省を通じて徹底方、これは

連絡いたしますね。

○政府委員(日向隆君) 御指摘の措置については

十分配慮したいと思います。

○近藤忠孝君 では、次に土地税制問題に入ります。

土地税制問題は、これは基本的には土地対策だ

と思いますね。土地対策の中で土地需要供給と

の他いろいろ問題があると思いますが、ただ、き

ょうはそこまでとも入っていく時間があります

ので、基本的なことだけお聞きをしておきたい

と思います。

〔理事権原清君退席、委員長着席〕

まず、お聞きをしておくべきことは、土地対策そ

の問題でありますね。土地対策の中で土地の特別委員会で具体的な

課題として制定されておるのか、この点端的にお

答えいただきたいと思います。

○政府委員(平澤貞昭君) 昨年十二月九日でござ

いますか、委員から土地の特別委員会で具体的な

課題として制定されておるのか、この点端的にお

答えいただきたいと思います。

ただ、あの問題につきましては、根抵当権の限

度額は土地の価格が上がるのに応じて上げていく

こと多いわけだと思います。したがって、その

限度額の上がる率に応じて土地が上がっている

こと多いわけだと思います。あのとき、その点につきましてはこ

ちらから答弁する機会もございませんでした

で、それは申し上げておいた方がいいかと存じま

す。

それから、金融機関の土地関連融資の問題につ

いては、この点どうでしようか。

○政府委員(日向隆君) 今委員が御指摘の公害病

患者の方の場合には、具体的に申し上げますと公

きましては、その後、引き続き金融機関に対しまして特別ヒアリングを実施いたしております。その特別ヒアリングの場におきましては、あの際御答弁申し上げましたように、まず土地投機をおおるような融資、これを是正させるということが一つ挙がっておりました。続いて第二の問題といたしまして、今後そういうような融資が行われないよう仕組みをつくり上げていくということも重要な点につきまして特別ヒアリングの際にきめ細かく金融機関に対して一々指摘いたしまして、そういう方向で指導をしてきております。

したがいまして、その後、新聞等にも出ておりますように、特に地価の騰貴の激しかった東京の都心部その他におきましては、鎮静化の兆しがかなり出てきております。かつまた、

金融機関の融資も御存じのよう、日本銀行が発表しておりますように、今まで急激に伸びておりましたのが鉛化して、場合によっては漸減になつてきています。今まで急激に伸びておりますが、まさに出てきておるといふうに考えておる次第でございます。

○近藤忠孝君 今回の租税特別措置法の中心問題は、土地税制の中であわせて長期譲渡の、その中でもわけても優良住宅地造成のための特例をさら

に広げていくことと、実際上は総合課税がこれは外れていく。もう既に外れておったけれども、それがさらに外れていく。しかも、今までの単なる優良住宅地だけじゃなくて、今度の条項を見ますと、それ以外にも例えば「当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供される」とかとなつてゐる。

「当該事業の用」となりますと、住宅以外何でも広がってしまいますね、例えばホテル、遊園地その他。そこまでも四千万超二分の一総合課税といふものを外しちゃって、しかも四千万超二五%も外しちゃって全部二〇%となりますと、本来はこれは優良住宅地だから、しかも、そういう宅地供給という一つの大義名分があつて初めて二〇%

なり二五%となつておる、それが外れちゃつた

ら、もうこれは野放しじゃないか。そして、まさ

にそういうところで土地投機が行われているわけ

ですね。そうすると、この税制は基本的にはそ

ういう土地投機を助長することになりはしないかと

いう根本的な疑問を感じることが第一点です。

そして、かつて基本的には総合課税であったものが昭和四十五年以降一つの方向として比例税制にして、ひとつ土地供給させよということで五年間やってみましたね。確かに土地供給はふえたけれども、同時にあの時期、供給はふえたけれども土地はめちゃくちゃに上がっちゃったですね。そしてまた総合課税に一応戻りました。しかし、今度また外しちゃう。しかも、土地高騰のこの時期に外しちゃうというのは、そういう土地対策という面から見ましても全く逆行したことを今やろうとしているんじゃないかな。

私は、今回この租税特別措置法の一番基本の中、土地対策とは全く逆のこと、しかも一部の土地投機でもうける人間をさらにもうけさせる、しかも基本的に税の基本である総合課税を土地税制の面で外してしまう、こんなことが今行われようとしておりますが、答弁をいただきたい。

○政府委員(水野勝君) 話しのよう、昭和十四年の税制改正で、現在の土地税制の基本的な考え方と申し上げますか、仕組みができるおりまして、優良住宅地の供給に資するものにつきましては、普通の課税、普通の所得税本則の課税からいたしますと、ある意味では普通よりは重い御負担をお願いしている。そういう中におきましては、優良住宅地の供給に資するものにつきましては若干の軽減を申し上げて売りやすくす

る、そういうことで配慮をいたすのがいかがかと

思っておりますが、人事院に来ていただき

ておますが、これは承知しておられますか。

○説明員(角野敬明君) お答え申し上げます。

私ども、御指摘の最高裁の判決が出されたとい

うことについては十分承知いたしております。

意味では、相應の御負担ということの中で議論は

お願いをできていると思います。

○近藤忠孝君 一々反論していくと――私は持ち時間もちょうど来ましたので吉井さんに譲ります

が、またこの次にでも講論をしたいと思います。

一番いいところに来たのに、残念です。

○吉井英勝君 租税特別措置法に関する附帯決議案が予定されておりますが、石油税及びその増税には反対でありますので賛成できませんけれども、しかし、第四項の税務職員の待遇改善、職場環境充実は賛成であり、この点に関連して若干質問をいたしたいと思います。

さて、去る三月一日の衆議院大蔵委員会で我が

党の正森委員より、紅屋商事事件についての最高裁判第二小法廷の昭和六十一年一月二十四日の判決が紹介されました。

この紅屋商事事件というのは、青森と弘前の二つの店舗を持つ総合衣料、食品大型小売店紅屋商事が、昭和五十年の夏と冬のボーナス支給に際して、会社側が二つの組合の所属の違いによって支給差別を行つておったというものです。これについては、地労委や中労委で組合が勝ち、会社はそれを無効だという訴訟を起こしましたが、地裁も高裁もすべて組合が勝つて、そして最高裁で組合の主張が認められたのです。

この最高裁判決のポイントと申しますのは、ボーナスを払うときに入事者課率を、二つの組合がかりたしますと、ある意味では普通よりは重い御務態度はどうであつたかということを判定するまでなく、大量懲罰によつて一つの組合と他の組合とがかも差別がある場合、不当労働行為であるという点であります。人事院に来ていただき

ておりますが、これは承知しておられますか。

○説明員(角野敬明君) お答え申し上げます。

私ども、御指摘の最高裁の判決が出されたとい

うことについては十分承知いたしております。

意味では、相應の御負担ということの中で議論は

な人事考課は当然のはずであります。しかし、国家公務員の場合にも人事差別があるとかがえるときは、最高裁の大量懲罰方式というのほんとに大きいに尊重し参考にし、調査や審査に生かされるべきものではないかと思いますが、人事院いかがでしょ

うか。

○説明員(角野敬明君) 先生御指摘の点は、行政措置要求制度の審査と申しますが、それに関する点かと存じますが、御承知いただいていますように、行政措置要求制度は、職員がその勤務条件に開しまして行政上の措置を求めて人事院に提起をすると、ということでおりますが、措置要求の内容は勤務条件全般にわたりいろいろあり得るところでございます。したがいまして、個々の事案の処理に当たりどのような方法をとつて対応すべきかというのは、それぞれの事案の内容に応じて判断をしてまいりたいと、こう思つております。

御指摘の最高裁の判決に関連してでございますけれども、私ども行政措置要求の運営に当たる者にとっては、制度の適切な運用を図つていただく上で、常日ごろからいろいろ勉強していくことが必要であるところ思つております。したがいまして、そのよう

な考えの一環といたしまして、御指摘の最高裁判決につきましては十分勉強をいたしたいと思いま

といたしましては、制度の適切な運用を図つて

幸い、この判決につきましては、専門の学者の先生方がいろいろ解説をしていただいているところでございます。したがいまして、そういう

点も含めまして十分関心を持ち勉強をしていきたいと思っております。

○吉井英勝君 ちょっと行政措置要求についておられましたが、これは御存じのよう、中村博氏の国公法コンメンタールなどで国公法十七条の人事院の調査については書いておりますね。おつしやつたように、勤務条件に関する行政措置の要求における調査、これもありますが、不利益処分の審査請求における調査、それからまた人事行政の事項に関するものとかがあることは御存じですね。ですから、私が申し上げましたのは、余り狭く限られないで、人事院のそういう調査、審

査において最高裁の大量観察方式は大いに尊重します。この点はよろしくございますね。

○説明員(角野敬明君) 現在、国公法で規定されておりましていろんな審査いたしましては、御指摘ございましたように不利益処分審査あるいは行政措置要求についての審査、それから災害補償等いろいろございます。それにつきまして制度の趣旨が若干違つておるわけですから、私ども基本的にそれの手続を所管する者として適切な対応が図れるように、日ごろから十分勉強しておく必要があると思っております。

○吉井英勝君 公務員には争議権はございませんが、その調整の役割というのは人事院が担つておるわけですが、国家公務員法第百八条の七にあるように、団体の構成員となつても不利益扱いを受けない、もしこれを受けているとみなされる場合、またはそういう声が上がったときには、今おっしゃつたように、十分大量観察方式など最高裁の判断も尊重し念頭に置いてやつてもらいたい、こういうふうに思います。

人事院はお忙しいところどうも御苦労さまでした。

それで、続いて次の問題でございますが、私は今、大阪国税局など六つの国税局での組合所属による八級以上のポスト昇任差別の実態という表を持ております。これはちょっとと私申し上げますのに、大臣にも見ておいていただいた方がわかりやすいと思います。(資料を渡す)

○委員長(村上正邦君) それはちゃんと委員長の了解をとつてください。

○吉井英勝君 どうもすみません。ちょっとと大臣にだけ。

○委員長(村上正邦君) 何にしたつて委員長の了解をとつて。

○吉井英勝君 そうですか。委員長、じゃちょっと御了解いただきたいんですけど。

○委員長(村上正邦君) はい。

○吉井英勝君 私、口頭で申し上げますよりは、

ちょっと見ていただいた方が……。

これは昨年十月時点の仙台国税局、関信、東京、名古屋、金沢、大阪の各國税局管内のものですが、これによりますと、勤続年数二十一年、標準年齢四十歳、一番下のところですね、見ていたくとわかるんですが、税務大学二十六期以上、それから勤続年数三十七年、標準年齢五十六歳、税務大学十期卒業までの職員数、下に載つておりますが、合計七千二百五十一人。これで全国税組合員以外の職員は平均七四%の方が八級職に在職、全国税組合員は四百四十八名中わずか十六人の三・五%しか八級職に在職していないんです。しかも、四十歳から五十一歳までの全国税組合員三百六十四名中八級職はゼロですね。そして、全国税を脱退したら十一名中十名がすぐ八級以上の昇格可能ボストに任命されているということになりますが、私は全国税組合員の人たちから、仕事をはじめに一生懸命やっていながらこういう差別を受けているということを聞いているわけです。これは紅屋商事事件の国税版ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(日向隆君) ただいま委員が御説明になりましたように、一般職の国家公務員には労働組合法第七条の適用がございませんので、したがつて、同法第七条に言う不当労働行為はないといふことになつておりますけれども、他方、国家公務員法第百八条の二に、「職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。」こう明確にうたわれておりますし、また、これも御指摘になりましたが、国家公務員法第百八条の七に「職員は、職員団体における正当な行為をしたことのために不利益な取扱いを受けない」ということになつておりますので、私どももいたしましたが、これらに反しまして、職員団体の加入の有無、これが第一点でございますが、第二点は所属の有無及びその職員団体における正当な行為

等に対しまして、以上の三点でございますけれども、介入とか規制とか不利益な取り扱い等を行つております。

○吉井英勝君 いつも同じ答弁の繰り返しをされ

るんですが、大体法律違反でありますね。やっていますということを言えるわけないんですね。やつていますといふことを言えるわけないんですね。しかし先ほど私が口頭で申し上げましたことは、念のために見やすく表でも見ていただきたいけれども、これは明らかに最高裁が判断を示しております大量観察の方式でありますならばですが、しかし先ほど私が口頭で申し上げましたことは、念のために見やすく表でも見ていただきたいけれども、これは明らかに最高裁が判断を示しております大量観察の方式でありますならば

三・五%しか八級職に在職していないんです。しかも、四十歳から五十一歳までの全国税組合員三百六十四名中八級職はゼロですね。そして、全国税を脱退したら十一名中十名がすぐ八級以上の昇格可能ボストに任命されているということになりますが、私は全国税組合員の人たちから、仕事をはじめに一生懸命やっていながらこういう差別を受けているということを聞いているわけです。これは紅屋商事事件の国税版ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(日向隆君) ただいま委員が御説明になりましたように、一般職の国家公務員には労働組合法第七条の適用がございませんので、したがつて、同法第七条に言う不当労働行為はないといふことになつておりますけれども、他方、国家公務員法第百八条の二に、「職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。」こう明確にうたわれておりますし、また、これも御指摘になりましたが、国家公務員法第百八条の七に「職員は、職員団体における正当な行為を

されています。

○吉井英勝君 いつも同じ答弁の繰り返しをされ

るんですが、大体法律違反でありますね。やつていますといふことを言えるわけないんですね。やつていますといふことを言えるわけないんですね。しかし先ほど私が口頭で申し上げましたことは、念のために見やすく表でも見ていただきたいけれども、これは明らかに最高裁が判断を示しております大量観察の方式でありますならばですが、しかし先ほど私が口頭で申し上げましたことは、念のために見やすく表でも見ていただきたいけれども、これは明らかに最高裁が判断を示しております大量観察の方式でありますならば

三・五%しか八級職に在職していないんです。しかも、四十歳から五十一歳までの全国税組合員三百六十四名中八級職はゼロですね。そして、全国税を脱退したら十一名中十名がすぐ八級以上の昇格可能ボストに任命されているということになりますが、私は全国税組合員の人たちから、仕事をはじめに一生懸命やっていながらこういう差別を受けているということを聞いているわけです。これは紅屋商事事件の国税版ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(日向隆君) ただいま本席においてお示しになりましたこのデータが現実にどういうふうに思つておられます。まさに税務職員の待遇改善、職場環境充実というふうに思つておられます。そこで改めてお尋ねいたします。

○政府委員(日向隆君) ただいま本席においてお示しになりましたこのデータが現実にどういうふうに思つておられます。まさに税務職員の待遇改善、職場環境充実というふうに思つておられます。そこで改めてお尋ねいたします。

○吉井英勝君 さて、国税庁からいただいた資料によると、昭和四十年から六十年ずっと比較しておりますと、申告所得税納税者数で二・五二倍、源泉徴収義務者数で三・二七倍、国税収入では一・九四倍など、納税者数の伸びより国税収入の伸びがはるかに大きいということはいだいた資料などでわかりますが、一方、国税職員はこの間に一・〇四倍ですか、先ほども大臣おっしゃいましたけれども、余り変わつてないわけですね。

この結果、徴税コストは国税では百円当たり一・一六円、地方税は二・六六円、地方税の半分以下のコストで国税の徴税コストはなつております。したけれども、余り変わつてないわけですね。重ねて、やはりそこに税務行政のゆがみやひずみが生じているのではないかと思うわけですね。また、国税職員を過酷な労働に追いやつてあるんではないかと思うわけですが、例えば先日確定申告期限が終わりましたけれども、還付申告をしてもらななかが税金が還付してもらえない、こういう電話が随分かかるといふことも聞いておりま

ます、二回確定申告図れど、これが最初の届

一〇六

課とか教説課とかその名前は、あるのはその系上

（二）「昌黎」，新舊詩集皆別指置之構成。

うでか、これに税金を合算においても得失の範囲を伸ばし徴収する徴税優先の執行体制になつていて、税務署では還付事務というのは余分な仕事という考え方があるんじやないか、そういう

○政府委員(日向隆君) 確定申告期におきまして  
添付申告書が提出され、これについて審理いたし  
ました結果、まず第一に、申告に当たりまして必

れたことによつて云々とあるんですが、そうしますと、徵税当局とすると課税所得の捕捉にどのよ  
うなアンバランスが事實上あるのか、そのアンバランス

○政府委員(日向隆君) 私ども確定申告期における  
的確迅速に処理する税務署の執行体制は不十分になつてゐるんじやないか、こう思うわけですが、この点はいかがでしようか。

要とされる書類がないためにその必要な書類の提出を懇意したが、しかしながら実際提出されないままになつたものというものがございます。また、申告をした後、還付申告でございますけれども、転居したよ<sup>う</sup>な場合に転居先が不明といったよ<sup>う</sup>

係があるように、あるいは納税係などがあるよう  
に、還付係という表示は少なくとも出して、兼務  
であるにしろ何であるにしろ、還付担当部門とい  
うのは明確にするということ、これは大事なこと  
じゃないかと思うんですが、この点いかがでしょ

ランス解消のために何をするのか、さらにはさまざまな特別措置を一体これからどのように整理をし適正化していくのか。そのどちらも明らかにして国民にその計画を示す義務があるとさえ言えるんではないかと思うんですが、御所見を伺いま

ましては、これは二月十六日から三月十五日とうふうに納税額のある者につきましてはこれは課された期間でござりますし、またその間にありますして、大量の申告者につきまして適正な申告をしていただくために各般の努力をするわけでござりますので、その面に確かに大変な精力をそがれることは間違いないところでございますけれども、同時に、やはり還付申告者に対しましてもこれが適正な還付を受けられるよう最大限の努力をしているつもりでございます。

な理由で、そういう二つの理由で五年間の消滅時効に係るもののがございまして、それをまず申し上げますと、過去五年間で直近の六十一年から件数、金額を申し上げますが、六十一年度は六千件で三億六千八百万円、六十年度は五千件で二億八千九百万円、五十九年度は三千件で一億六千五百万円、五十八年度は三千件で一億三千六百万円、五十七年度は二千件で九千二百万円でございます。

○政府委員(日向隆君) 今おっしゃいますような  
還付係といふものを特段の呼称をして今税務署にて  
配置はしておりません。しかしながら、この還付  
の事務はやはり大事でございますので、徴収系統  
の管理部門におきましてこの事務を取り扱ってお  
ります。今委員御指摘の趣旨は、この管理部門にて  
おいて周知徹底を図ることとしたい、こう思いま  
す。

ただ、御理解をいただきたい点は、申告所得税の還付申告者として源泉徴収に係る者だけをとりまして、も六十一年分は六百五十四万四千人といふうなかなり膨大な数になつて、こういううきについて御理解を賜りたいと思うわけであります。しかしながら、その点についても適正な還付をするようできるだけの努力はしているつもりでございます。

理をいたしました結果、これは正当であるといつて私ども支払い決定の手続をして納税者の方に還付するわけでござりますが、そういう支払い決定の手續をいたしましたものの、納稅者が受け取りに来ないまま五年間経過して消滅時効にかかるたるものについて、金額だけ把握しておりますので申し上げますと、六十一年度は三億三千六百万円、六十年度は三億四千八百万円、五十九年度は四億

○政府委員(日向隆君) 今おっしゃいますような  
還付係といふものを特段の呼称をして今税務署にして  
配置はしております。しかしながらこの還付  
の事務はやはり大事でございますので、徵収系統  
の管理部門におきましてこの事務を取り扱ってお  
ります。今委員御指摘の趣旨は、この管理部門にて  
おいて周知徹底を図ることとしたい、こう思いま  
す。

○栗林卓司君 政府税制調査会がことしの二月の  
五日に「税制改革の基本課題」という文書を発表し  
いたしました。また、先ごろ「税制改革についての  
素案」を発表いたしましたが、この中身は、  
もちろん税制調査会の発表でありますけれども、徵  
税当局として読み過ごしにできない部分があると  
うに思いますので、そこを拾い上げて御所見を承  
りたいと思うんです。

まず、それは何かといいますと、サラリーマン

○吉井英勝君 現実にはやはり税務署で仕事をがまえてるのに職員がふえていないということで、今おっしゃったように現実には微税優先の執行体制にやっぱりなっているんですね。確定申告の時期は二月十六日から三月十五日ですが、その還選申告そのものは一月一日からですね。それで、還選制申告をしてても戻してもらつるのは五月、六

五千四百万円、五十八年度は四億一千六百万円、五十七年度は二億七千七百万円でございます。

月、あるいはそれ以降になるという場合がよくあると聞いておりますし、また還付されないまま時効になつてゐる場合さえかなりあると聞いておりますが、最近五ヵ年間年別に還付されずに時効になつた納税者数と金額を明らかにしていただきたい

す。還付申告をしてもなかなか戻ってこないとかいろいろございますが、やはりこの点では税務署に日常的に還付事務を業とする還付担当部門といいますか、還付係といいますか、税務署に行きましても、市町村の税務関係へ行きましても、納税

の重税感、不公平感に触れながらこういつた記述がそれぞれあります。読んでまいりますと、資産所得等の面で様々な特別措置が講じられたのに加え、課税所得の捕捉にアンバランスがあり、その結果、給与所得に税負担が偏り、云々となるんですね。この政府税調というのは政府とはなるほど距離がある機関と御説明されますけれども、その持つていてる権威というものは決して弱いものではありません。この政府税調がまずもって課税所得の捕捉にアンバランスがあると認めたということは、決して影響するところは私は小さいとは思わない。

の御指摘のとおりでございますので、これについては私ども十分直視しなければならないと、こう思ってはおります。

なあ、これは御案のことと思ひますけれども、実際に年々私どもが対象を変えて十六万前後との営業者について実施いたします税務調査の結果を見てみると、申告漏れ所得割合がほぼ一〇%前後に達しておりますことが事実としてござりますので、こういう点から見ますと、このよろしくな申告漏れがやはり一部にはあるのは事実ではなうかと、かように考えております。

この対策としましてはいろんな機会に申し上げ

の御指摘のとおりでございますので、これについては私ども十分直視しなければならないと、こう考へております。

第五部 大藏委員會會議錄第九號

ておりますけれども、制度面で納税環境の整備を五十九年にやつていただきましたが、さるに一段とお願いするとともに、私ども執行面では納税意識の高揚、記帳の充実等、納税環境の整備とともに、質量ともに充実した税務調査を実施してまいりよう一層の努力をしてまいりたいと、こう考えておるところでございます。

○栗林卓司君 この問題は、かねてお伺いするたびに、ただいまお答えがありましたように大変奥歯に物の挟まつたような御答弁しか返つてないのであります。なかなかお伺いするのもお伺いしづらいわけありますけれども、政府税調の事務局を大蔵当局がやつてているのは周知の事実であります。政府税調がここまではつきり書いていただきますと、よくぞお書きになつたものだと思ひます。

それで私は、何でこんな書いたんだという質問をしているつもりじゃないんです。要するに、これはクロヨンかトーゴーサンピンかそういうたることは別にして、やはり課税所得のアンバランスがあることはこれはもう否定したい。そうなりますと、先ほどは実調率に触れての国税職員の定員についてのお答えもございました。なるほど定員法の制約がかかっておりますから、あちらを見こちらを見ますとなかなか難しいんですけど、それは役所の中では通る言いわけかもしれませんけれども、これはもう納税者と政府とのかかわりにおいてどのように公正を担保するかということでありまして、したがつて税務職員の数も足りない、これも周知の事実ですよ。

加えて、では税務職員の努力を補強するために納税者番号等の制度をどのように導入するのか。昨年この問題で議論をいたしましたときには、主税局長は来年は本腰を入れてこれは検討しなくちやいけないと当時私はお答えになつたのを記憶しておりますのであります。それこれひつくるめて、それが見つてこれはトーゴーサン、クロヨンとしか読めないのであります。あるアンバランスを解消するためにやはり財政当

局ははつきりとした御見解をお示しになる必要がある。見解と対策、あわせてさまざま特別措置についてもこれをどのように改廃するか、それにいつてもこれをどのように改廃するか、それについでも計画をお示しになる必要がある。これはある意味では、もし本気で税制の抜本改革をおやりにならうとするのであればまず最初のステップであり、いわば税制改革に取り組む政府の気持ちのあかしにもなるんではないか、そんな気がするものですから、重ねてお尋ねをいたします。

○政府委員(水野勝君) 私ども税制調査会の事務局をいたしてございますが、こうした文章等は全く委員の方々のお書きになるものでございまして、事実関係として間違つてしたりする場合には御訂正を願つたりすることはございますけれども、基本的には税制調査会の方々の文章でございます。

それから、その点に関連しましての納税者番号のお話がございました。これにつきましても、今回税制調査会が、これは基本的にひとつ踏み込んで検討してみようということで小委員会を設置されまして、現在まで二、三回の審議を行つておられ、なお今審議中でございます。この問題は及ぶところが非常に広い範囲でございますので、すぐ御結論がまとめられるかどうか、これからやや時間かけての御検討にならうかとは思いますが、どちら、本格的な御検討をされて進められてまいるものと思われるところでございます。

そうした基本的な番号制度といった問題とは別に、今回の素案でもらもろの指摘を受けております制度につきましては、この素案の中でも日々指摘されてその検討が求められているところでございます。キャピタルゲインの問題、社会保険診療報酬課税の問題、みなし法人課税の問題、これが個人課税としてはその典型でございますし、法人課税につきましては土地の問題、公益法人の問題等が取り上げられ、検討の方向が示唆されてい

りますと言わなければいけないし、これは改革を急がなければいけないと御判断になつたらその対策を発表されなければいけないし、そういう敏感な対応が必要なのではありませんかという意味で申し上げておきます。重ねてのことになりますからお答えは求めませんが、私が言つておるのは、いろいろな对外摩擦の原因になつておる、こういう記述もあるんですが、それも振り返りますと、申しますと、重ねてお尋ねをいたします。

そこで、この申しますと、これは税制調査会とすると随分無理な御議論をなさつてゐるなと感じてある点があるのですから、その点について今度は政府の御所見を承りたいと思います。所得税、例えばこう書いてあるんですね。「昭和五十年代以降、本格的な所得減税がほとんど行なわれてこなかつたこと等により、サラリーマン世帯の税負担率は倍増しており、また、給与所得に對する源泉所得税の国税収入に占めるウェートも大幅に増大してきている。」事実私はこうだらうと思うんです。ここに問題点をお感じになつて、こうお書きになつっているんです。

そこで、これを解決する道なんですが、考えてみると、ここに書いてあるように昭和五十年代以来、本格的な所得減税が行われてこなかつたからと思ふんです。ここに問題点をお感じになつて、こうお書きになつっているんです。

そこで、これを解決する道なんですが、考えてみると、ここに書いてあるように昭和五十年代以来、本格的な所得減税が行われてこなかつたからと思ふんです。ここに問題点をお感じになつて、こうお書きになつっているんです。

そこで、政府税調が随分無理な議論を立てになつてゐるなと思いましたのは、今の給与所得の税負担率が倍増になつた、あるいは個別消費税に対する負担がふえてきた、こうしたものに対しても、これは一切合財何もかもに新型間接税を導入すれば全部解決できる幸福な道があるんですね。わんぱかりに書いてあるんですが、これを政治の舞台に置き直してみると、こちらでは税負担率が倍増です、したがつてこれは減税しなければいけません。減税の財源は新型間接税。それから個別消費税の修正、これも税負担を減らします。しかし、その見合いとして新型間接税。そうすると、新型間接税と今言つていますけれども、これを受けますけれども、全く同じであるわけがない。必ずこれは違つてます。

片一方では給与所得者に対しては比較して減税、個別消費税の世界に対してもこれも比較して減税、ところが片一方では増税をする。この減税をされる人と増税をされる人が全く同じであれば、右手でやって左手で取り戻すようなものでありますけれども、全く同じであるわけがない。必ずこれは違つてます。そのときに、いや、減税といふ言われますと、ちょっとやっぱり国民の方はけげんな気持ちにならざるを得ない。というのは、税金は恒久財源がなきやができるものではないなどと聞かれますと、ちょっとやっぱり国民の方はけげんな気持ちはならざるを得ない。というのは、税金が増増だから相当取つてきんだでしょう。

という、そんな世論が出てくると御期待になるとしたら、これはよほどむちやな話です。所得税の減税財源としてこちら側に幅広の増税、個別消費税は消費税としてこちらも同じように幅広の増税、こんなことが政治的に成り立つわけはないじゃないですか。

成り立つ場合はどういったことかといいますと、実は從来増税をしたことによって賄つてきたり行政サービス、それは何としても必要だから新しい増税を納税者の皆さん承知してください。したがつてあの行政サービスは維持をいたします、ここにコンセンサスがあれば別ですよ。ところが、そんなコンセンサスがあるわけはない。

そうなりますと、いかにも理屈で考えて、片一方で減税するんだから見合いは恒久財源、したがつて皆さんに広く負担していただきのはいかにも理屈にかなつたような議論に見えますけれども、情においても理においても全然これは通らない。通らないとみんなが感じ始めたから、今何を言つておるか、とにかく延ばせや、秋までなんて言つておるや。それは、今まで増税によつて賄つてきた行政サービスがやはり新しい税をつくつても維持しなければいけない内容なのかというと、みんな首をひねつておる。それを明らかにしておいただかないと我々は税制の抜本改革のテーブルには着けません。今多くの人がそう言つているような気がするんです。

したがつて、なるほど政府税調が指摘するように、給与所得税は負担率が倍増という始末になりましたし、個別消費税も時に貿易摩擦の対象になるようなほつてはおけない状況ではありますけれども、そのほつてはおけない状況をその他の国民の大多数がやっぱりほつてはおけないと考えてただけるのだろうか。これは日本の場合は到底期待ができない。

そうなりますと、今まで税制の抜本改革といふ、見る人によって見ようが何でも変わつてくる玉虫色の表現で議論が転がつておるような錯覚を与え続けてまいりましたけれども、ここにきて

議論をもう一遍整理をして、前に進むのかどうす

るのか、一体時間をどれぐらいかけるのか、この議論をしていかないと、今政府が御計画になつて

いるいわゆる新型間接税の導入問題も結局は売上税の二の舞になるのではないかだろうか。

先ほど御議論がありましたけれども、高齢化社

会を迎えてとよくおっしゃいます。しかし、高齢化社会を迎えるその高齢化社会とは一体何なの

か、イメージは全然そろつております。やがて年をとつてそんな社会が来るというのはみんな知つておりますけれども、一体その社会がどんな社会なのか、そのコンセンサスはできておりませ

ん。それが増税なのかどうかさえコンセンサスはできていないんです。しかも、今まで取り過ぎた税金の分を使つてしまつたじゃないか、それを戻

してもらえる、言うなれば財政改革をもう二段、三段と進めるためにはどうしたらいのか、それを戻

してもらえる、言うなれば行財政改革をもう二段、三段と進めるためにはどうしたらいのか、それを戻

ております。お尋ねの件は申し上げるところではあります。

その今段階において、今お話を伺つておりますと、國民はなお行政サービスは要らないものが

あります。それをまず整理すべきだ、こういう國民の

意見であるというふうにお考えになつていらつ

しゃるわけですけれども、どうも私どもが見ると

ころでは、今の國民の政府に対するお考えは、行政サービスが足りないという御主張の方が多いの

ではないか、そういう行政サービスはもう要らな

いよと言つてくださる声はなかなか実は聞こえな

いように思ひます。

それから、これはしょっちゅう申し上げている

ことでござりますが、例えばやがて高齢化社会が

来たときに、今程度の年金、医療等々のいわゆる

福社政策、社会保障政策を今より切り下げてい

るという国民的なコンセンサスがあるようにも私に

これも答えて出していかなきゃいけぬ。これが到底一月、二月、半年でできる仕事だとは思えな

い。これが日とともに高まつてきた理由ではなか

ろうかと思うんです。

そこで私がお尋ねしたいのは、片方で税制のひ

ずみがあつたとして、それを直すためには当然そ

れは恒久財源が必要になる。一見理屈ではわかる

理屈に見えますけれども、これは有権者、国民の

はそれで議論は先に行くんでありますよけれども、税負担率は高めない、何となくそれは財政

再建とは関係なくて高齢化社会対策なんだと、そ

のときどきでいろんな言葉だけが飛び交つて

ものですから、詰めた議論になつてきていいん

だらうと思うんです。

そこで、詰めた議論をしていただいて、仮に例

えば今の財政の状況を考えたら百兆を超えるあの

国債残高をほうつておくわけには到底まいりませ

ん。あれを減らすためにこそ税制の抜本改革なん

であります。これも一つのお立場なんであつまし

て、あれこれ突っ込んだ議論がいよいよ必要であ

ります。それをしないとまた同じ過ちを繰り返す

のではないんだろうか、そう思つたものですから

一言意見を申し上げました。

○野末陳平君 住宅税制のことでちょっと最初に

お聞きしますけれども、適用になるマイホームで

すが、その広さですね、その広さが上限の二百平

米というのが今回なくなりまして、これはなぜな

くしたのかという理由と、下限の四十平米は残つ

ておりますけれども、これはなぜ残っているか

と、その辺の改正の意図をちょっと説明してください。

そういう状況でございますから、今の段階で、現在政府が余剰な行政サービスをしている、ある

いは将来政府の行政サービスを何かのことで低減

することができるというふうにはなかなか今の国

民のお考えは読み取れませんので、減量努力は今

後とも続けてまいりますけれども、この程度のや

はり規模の財政による行政サービスは前提として

考える必要があるのではないかというのが私ども

の考えでございます。

○栗林卓司君 一言意見だけ申し上げます。

議論が詰めたことになつてないんですね。仮に

言えば新型間接税導入するとしましても、究極の

目的は何なんだと思いますと、こここの

ところが割合にあいまいもつておられますと、そこ

は増税が主たるねらいであつて増税の目的は

これこれしかじかなんだ。こうなりますと、そ

れはそれで議論は先に行くんでありますよ

けれども、税負担率は高めない、何となくそれは財政

再建とは関係なくて高齢化社会対策なんだと、そ

のときどきでいろんな言葉だけが飛び交つて

ものですから、詰めた議論になつてきていいん

う目的もあるわけでござりますから、最小限度は一定の水準以上の住宅を対象にさしていただきたい。これは建設省としても、住宅の最低基準を設け、今後住宅対策を推進するに当たっては、これだけのものは最低確保すべき水準である、あるいはこれだけのものは将来半数の世帯にそれを誘導していく必要があると、そうしたもろもろのガイドラインを持っておられるようございまして、そうした良質な住宅ストックの供給に資する、こ

ういう趣旨から四十平米という下限は維持させていただいているところでございます。

○野末陳平君 基本的な税制の意図はいいんですけれども、上を取つ払ったのもいいんですが、下の方なんですかとも、現実的に今御答弁の良質な住宅の供給の促進、それもいいし、それから余り小っぽけな変な家を建ててもらっては困るといふのもいいんですけれども、実際には土地つきでなくてマンションで四十平米以下のマイホームというのが物すごく今多くなってきたんですね。これは独身の男女を問わず、自力で取得しようと思うとやはり小さくならざるを得ないんですが、実際問題として三十八とか三十九とかいういわゆる住宅用のワンルームですが、これを取得した人が非常に困るんです。僕らは知つていてから買うときにもう一度、どういったことを言つらうかなども、業者が適当なことを言つらうかなども、知りませんよ、知らないのが相当数あるんですね。そういう人はいざ住宅ローンでもつて減税の対象になると思ってると、たつた三十九平米なるがゆえにだめだと。これは実際ありますよ、随分ありますね。となると、これはちょっとかわいそうだ。

そうすると、四十平米以上は良質な住宅で、三十九ぐらいのやつはだめだということが現実にあるとすると、これはむしろがつかりさせるからかいそじやなくて、不公平があつて、この辺によつとこれから考えなくちやならないんじゃないかという気がするんですけれども、どうですか。

○政府委員(水野勝君) やつぱり優良な住宅スト

ックの供給の促進という点は住宅政策としても恐らく考へざるを得ない。そういたしますと、そこはどこかで線を引くということではないかと思ひます、その点につきましては住宅金融公庫融資の適用対象、これはマンションでござりますと四十平米以上、戸建てでござりますと七十平米とか、このような基準が適用されているところでございますので、税制としてもどこかで線を引くとすれば、そこはこうした所管官庁等の御指導の基準を借用いたしておるところでございます。

○野末陳平君 それだったら、下限をなくせと言つてゐるわけでもないんですけれども、実際には下は住宅取得促進税制の対象にならないというところはつきり打ち出してくれるか、周知徹底をしてくれるか、じゃなければそういうのはつくらせないようにしててくれるか、税制で言つてゐるんじやないんですよ、何かの手を打つてもらわないで、現実にちょっとこの辺が実態に合わない。だって、優良な住宅って、三十九平米を優良な住宅と思ってみんな買うんだから、お金ないしれないようにしてしまつて、それで今は住宅ローンだけが減税対象になつてしまつたと思います。

○野末陳平君 ジャ、ほかのところにもちょっとと頼んでみますけれども。大臣、今の局長の答弁にあるように、住宅税制もかなり中身が時代とともに変わつてきて、それは当然だと思ふんですが、今後の検討の方向としては八年ぐらいになります。そうした点についてなおP.R等につきまして不足する面があれば、十分そそうした点につきましても配慮してまいりたいと思います。

○政府委員(水野勝君) この制度は昭和四十七年に始まりまして、当時は新築坪数一坪当たり千円、いわばお祝い金的な性格から始まつたのでございますが、その点につきましては住宅金融公庫融資の適用対象、これはマンションでござりますと四千五百億円ぐら

いの減収の規模に達する現在の租税特別措置の中ではかなりなウエートのものになるわけでござります。

こうした財政資金と申しますか、税制を用いましてそういういたものを仕組むという上におきましても、やはりローンの負担にかなり家計を逼迫されている、そうした方の住宅取得のときのいわば初期の負担を少しでも軽減いたいで、取得の促進にお手伝いをしたいというところでございまして、自分で借りた方の住宅取得のときのいわば初期の負担を少しでも軽減いたいで、取得の促進にお手伝いをしたいというところでございまして、自己資金でもつてお建てになる方につきましてはさらに積極的にというところまではまだちよつとその段階には至らないのではないかといふ感じがいたします。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは実は一昨年ぐらいたからその議論はございまして、今の野末委員の言われるようになりますと、結局取得価格といふことになるわけです。自己資金でも何でもいい、できたものをどれだけといふことになればそこそこはいいんですけど、どうもやはり住宅は確かに建てることが内需振興の目的から非常に望ましいのであります。でも、やはりそこは社会政策的なものがありますが、やはりそこは社会政策的なものがありますが、どうも、どう言いますか困つておられる方と申しますが、どうもやはり住宅は確かに建てるのがいいだろう。減税額が幾らになつてもいいと言うとよろしいんですけど、制限がありますとやはりローンの人。ですから、自分がどんとふえてくるという人が大事なんじやないか。

たまたま増改築も対象になつてしまつたからや

はり今後の検討課題はそこまで広げていく、ローンに限らないという方向じゃないかなと思います

が、これは大臣どうでしようか。

○政府委員(水野勝君) 一つのお考へではあると私ども思うわけでございますが、この住宅ローン制度、今回改正を御提案申し上げている分を含めますと、平年度化いたしますと四千五百億円ぐら

いの減収の規模に達する現在の租税特別措置の中ではかなりなウエートのものになるわけでござります。

こうした財政資金と申しますか、税制を用いましてそういういたものを仕組むという上におきましては、やはりローンの負担にかなり家計を逼迫されている、そうした方の住宅取得のときのいわば初期の負担を少しでも軽減いたいで、取得の促進にお手伝いをしたいというところでございまして、自分で借りた方の住宅取得のときのいわば初期の負担を少しでも軽減いたいで、取得の促進にお手伝いをしたいというところでございまして、自己資金でもつてお建てになる方につきましてはさらに積極的にといふことになればそこそこはいいんですけど、どうもやはり住宅は確かに建てることが内需振興の目的から非常に望ましいのであります。でも、やはりそこは社会政策的なものがありますが、どうも、どう言いますか困つておられる方と申しますが、どうもやはり住宅は確かに建てるのがいいだろう。減税額が幾らになつてもいいと言うとよろしいんですけど、制限がありますとやはりローンの人。ですから、自分がどんとふえてくるという人が大事なんじやないか。

それから、前回に配偶者特別控除についてもち

よつと触れたんですけれども、遞減していく方式は非常にわかりにくいのでもっと単純なわかりやすい形にしてもらいたいということを言ったんですが、大体主婦でもそれから雇う方でも、やはり幾らまでなら大丈夫とか、幾らからはだめだからとかといふめどをつけた方がいいんじゃないか、実態に合っているんじゃないかと思って前回質問しまして、今度は申告を受ける方で、例えば年末調整なんかする場合の実務の立場からもちょっとこの配偶者特別控除のやり方がなかなか実態に合っていないという話をしたいんですけども、まず年末調整の段階ではパート收入が幾らになるかわからぬし、あれは結局一年終わってみないと正確なところ出ないですよね。特に十二月なんか忙しくて頑張っちゃうとかなりの額になったりするわけですね、主婦でも。そうしますと、実態はあいふうに一万円ずつ小刻みに特別控除の中身を遮限させていく、あれは常に正しい数字に合わないんじゃないかと思うんだけれども、あの辺どうなんだろう。今までアバウトですか九十万ぐらい、こうなつてわかりやすかったけれども、今度は一万円でもう違うわけですからね、パート収入。年末のぎりぎりまで働くわけですが、実際に所得を確認するのをどういうふうにやつたらいいんですかね。そこは時間的に非常に難しいと思うんだけども。

○政府委員(水野勝君) 従来からそれが控除対象の配偶者であるかどうか、その場合にはやつぱりその配偶者の方の所得金額なり収入金額は把握する必要があつたわけでございますので、その点におきましてはそれは従来と変わりはないのではないかと思うわけでございます。今回はしかし、その金額によつて控除額に変動が生ずるという点は確かに新しい点でございますけれども、従来の中で所得金額のあるなし、それから金額は一応その把握の対象ではござりますので、そのところはひとつこの新しい制度として何とか円滑に適用を願えないかと思うわけでございます。

前回も申し上げたかと思いますけれども、とに

かく簡便にいこうということで、もともとはその所得金額があれば控除額を遞減しておりましたものを少額不追求ということで簡便化のために割り切りましたところが、今度はパートの方があるいは大きな壁がてきたと、そこは同じ繰り返しになりますが、これはまた問題でございますので、とにかく去年こうした制度を御提案し、一応制度化されたところでございますので、しばらくはこの制度の定着状況を見る必要があるのではないか。また、簡便化のために少額不追求的なものを持ってまいりますと、同じことをまた壁ができるということでそちらの方から毎年責められる。そこはなかなか難しいところでございますので、一応去年の解決で遞減をするということで、なだらかに御負担が変化するというふうに踏み切つたところでございますので、何とかそこは円滑な定着を御期待し、もうしばらく様子を見させていただくということではないかと思うわけでございます。

○野末陳平君 だから、円滑な定着をお願いするのにはいいんだけれども、その実務をやる方がどうやって妻の所得の確認をするのか、それができないんじゃないのというところなんですけれども、それができるんだつたらいいんじゃないですか。で

○野末陳平君 違うよ。金額をだからどうやつて出したらしいかと聞いているんだよ、年収に。

○政府委員(水野勝君) その方が三十三万円以上

であるか以下であるか、これはやっぱり金額を具体的に本人からお聞きしなければわからない。そ

れが今度は三十三万円以上であるか、未満であるかといふこととともに、それにじや何万円でござりますかとということですから、そこは基本的に違

うことになるのかどうかでございますけれども、従来からもそこは御本人なり御主人のおっしゃる

ことで一応は解決してきていることではないかと思うんでございます。

○野末陳平君 配偶者特別控除が悪いとか言つてゐるんじゃないんですよ。十二月まで終わらないと幾ら稼いだかというのはわからないでしょうと言ふんです。それをもう十一月の末ぐらいに幾らまで、従来からも控除対象でないのに控除を受け

ておるということは、源泉監査をおきました結果、非違があればその都度直していただいて

きたという従来からのやり方の中で、今度はその控除対象かどうかということとともに、金額も付加はされますが、そのところは従来の延長線上

でひとつ実務的に対処していただければというの

が私どもの気持ちでございます。

○野末陳平君 ああそう、じゃ僕は頭悪いんですね。所得を把握するのは今までの延長線上だと

いふだけれども、一万円違うと控除額が違うか

う二万円違うか三万円違うか、幾らになるかと

いうのを確実な数字を出したくても出せないんじ

やないかと、申告する方も。だから、幾らだといふそのままの正確な数字を出しあうがないので、それを

どういうふうに考えるかと言って聞いているんで

すよ。だから、その出す方法はどうしたらいいん

ですかと、それがわからないとちょっと実務上難

しいんじゃないかと思つてしているんですけれども、

これはちょっと見当違いですか。

○政府委員(水野勝君) 従来からもその方が控除

対象であるかどうかというときには、その人が三

十三万円あるかどうかという…

○野末陳平君 違うよ。金額をだからどうやつて

出したらしいかと聞いているんだよ、年収に。

○政府委員(水野勝君) その方が三十三万円以上

であるか以下であるか、これはやっぱり金額を具

体的に本人からお聞きしなければわからない。そ

れが今度は三十三万円以上であるか、未満である

かといふこととともに、それにじや何万円でござ

りますかとということですから、そこは基本的に違

うことになるのかどうかでございますけれども、従来からもそこは御本人なり御主人のおっしゃる

ことで一応は解決してきていることではないかと

思うんでございます。

○野末陳平君 配偶者特別控除が悪いとか言つてゐるんじゃないんですよ。十二月まで終わらないと

と幾ら稼いだかというのはわからないでしょうと言ふんです。それをもう十一月の末ぐらいに幾らまで、従来からも控除対象でないのに控除を受け

ておるということは、源泉監査をおきました結果、非違があればその都度直していただいて

きたという従来からのやり方の中で、今度はその

控除対象かどうかということとともに、金額も付

加はされますが、そのところは従来の延長線上

でひとつ実務的に対処していただければというの

が私どもの気持ちでございます。

○政府委員(水野勝君) そこは、例えば生命保険料控除でも、これを年末調整でやるということ

は、それは十二月三十一日にならなければ確定はしないということではございましても、年末調整

の中で解決してきている。しかし、それがいよい

よ困難であるとか、あるいはそれが実績と違つて

おるということであれば、それは確定申告の道もございまして、そこで最終的には調整されるわけ

でございますので、従来からの年末調整の流れの中でききる範囲におきましてせひとも円滑にお願いをできればというのが私どもの気持ちでござい

ます。

○野末陳平君 全然わかりませんけれども、いや全くわからない。

○委員長(村上正邦君) どうぞやってください、わかるまで。

○野末陳平君 じゃもう一つだけ、これに所得制限があるでしょう。これも非常によくわからない

んですけども、これはあれば、所得の高い夫を持てば、その妻には認める必要なしと、こういうことからきたんですか。つまり、この意味が

特別控除が内助の功とかいろいろ言えば、所得が高くなつて内助の功は相当あるわけだし、だから

その辺が、その性格とも関連してくるんだけれども、所得制限がなぜあるんだろうなと、八百万。

これはない方がいいんじゃないかな、本来の趣旨

からいうと、そこがまたわからないんです。ちょっとそれも教えてください。

○政府委員(水野勝君) 配偶者特別控除は、一つ

はパートの問題の円滑な解決策がないかといふ

ところからの出発点があるのでござりますか

ら、そういう点から申し上げますと、そのパート

に出ておられるような中くらいの所得者の家庭の

問題ではないかといふ点が一つあるわけでござい

ます。

それからもう一つ、配偶者特別控除は、普通の

事業所得者の方でござりますと、奥さんとの間で

所得を給与の形で分割して課税を受けられる。そ

ういう方々とのバランスということもあつたわけ



塗しようとします。

第一百八十四回において売上税は廢案となりました。この事実を政府は厳粛に受けとめ、まず大型間接税導入ありきという立場を改めるべきであります。

税特別措置法の一部改正案について反対の討論を行います。

第一に、本案は「税制の抜本的改革との関連に留意しつつ」と提案理由で述べられているよう

に、新型間接税の導入を前提としたものでありま

す。されば、「云々」につけて、「当面は現行の

ともに、大企業の海外進出を促進し、日本経済の空洞化を一層深刻にすることになる海外投資損失準備金制度を、期限到来にもかかわらず、何の見直しもなく延長しているのであります。

これらの特権的減免税の拡大の結果、近年租税特別措置による減免税が年々増加してますます

慢であり、強く遺憾の意を表明して反対の討論をいたしました。(拍手) ○委員長(村上正邦君) これにて討論は終局したものと認めます。 これより租税特別措置法の一部を改正する法律案の採決を行ひます。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(村上正邦君) [賛成者挙手] 多数と認めます。よつ

て、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、梶原清君から発言を求められておりま  
一いざ、「レーヴ・アーティスト」。福岡講話。

すので、これを許します。梶原清君

特別措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会

議、民社党・国民連合、新政クラブ・税金党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

源氏物語を朗読いたします。

## 租税特別措置法の一部を改正する法律案 に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 準備金、特別償却等各種租税特別措置につ  
二 ては、後者

いでは、経済・産業構造の変化に貢献して既に政策目的を達成したもの及び政策効果の

減少したものは、今後とも整理合理化に努めるとともに、新たな政策税制を設けることは

一 今後の田畠のあつたびに、田畠を厳に抑制すること。

今後の石油税のあり方については、石油及び石油代替エネルギー対策の中長期的展望を

踏まえつつ、石油価格の動向、石油に係る税の負担状況、課税方式の安定性等に十分留意

して検討すること。  
今後のござることに対する課題のあり方について

今後のかねてより本議題の問題については、現行の負担水準に配慮し、過度の税負

担を求めるることのないよう努めるとともに、日本たばこ産業株式会社の経営については、

その自主性を尊重しつつ、事業範囲の拡大に

第五部 大蔵委員会会議録第九号

昭和六十三年三月三十一日

卷八

による経営基盤の強化について適切な配慮を行ふこと。

一 複雑、困難であり、かつ、高度の専門的知識を要する職務に従事する国税職員について、変動する納稅環境、財政再建の緊急性、業務の一層の複雑化・国際化及び稅務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等從来の縦縛等に配慮し、待遇の改善、職場環境の充実及び定員の一層の確保等につき特段の努力を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

同とぞ皆様の御賛同をお願いいたします。

○委員長(村上正邦君) ただいま梶原君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村上正邦君) 多数と認めます。よつて、梶原君提出の附帯決議案は多數をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、宮澤大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿つて配意してまいりたいと存じます。

○委員長(村上正邦君) なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村上正邦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十分散会

正	正見	非常に
非常に	與見	三二八
段行	正誤	第四号中正誤